

償却資産に関する調査研究

－申告書様式の見直しについて－

－償却資産の申告時期見直し（法人税制度との整合性）等について－

平成 29 年 3 月

一般財団法人資産評価システム研究センター

は し が き

固定資産税は、市町村財政における基幹税目として重要な役割を果たしてきておりますが、課税情報の公開の促進等を背景に、固定資産税制度や資産評価に対する納税者の関心はますます高まっております。

当評価センターは、昭和53年5月設立以来、調査研究事業と研修事業を中心に事業を進め、地方公共団体に固定資産税に関し必要な情報を提供すべく努力を重ねてまいりました。

調査研究事業では、その時々固定資産税を巡る諸課題をテーマに、学識経験者、地方団体の関係者等をもって構成する研究委員会を設け調査研究を行っておりますが、本年度は5つの調査研究委員会において、固定資産税制度、固定資産評価制度に関して、専門的な調査研究を行ってまいりました。

このうち、償却資産に関する調査研究委員会においては、「申告書様式の見直し」、「償却資産の申告時期見直し（法人税制度との整合性）等」の2つのテーマについて調査研究を行いました。

ここに、その調査研究結果がまとまりましたので、研究報告書として公表する運びとなりました。つきましては、熱心にご研究、ご審議いただいた委員の皆様や関係の方々に対し、心から感謝申し上げます。

当評価センターは、今後とも、所期の目的にそって、事業内容の充実を図るとともに、地方団体等に役立つ調査研究に努力をいたす所存でありますので、地方団体をはじめ関係団体の皆様のなご一層のご指導、ご支援をお願い申し上げます。

平成29年3月

一般財団法人資産評価システム研究センター
理事長 細谷 芳郎

平成28年度 償却資産に関する調査研究委員会委員名簿

委員長	吉野 頼利	東京都主税局資産税部資産評価専門課長
委員	前園 尚理	横浜市財政局主税部償却資産課償却資産専任職
	花岡 優子	北九州市財政局税務部固定資産税課償却資産係長
	松田 陽平	倉敷市市民局税務部資産税課償却資産係長
	大久保 任尉	大久保税理士事務所
	土屋 栄悦	土屋栄悦税理士事務所
	高山 賢治	高山賢治税理士事務所
	松田 泰典	一般社団法人地方税電子化協議会 事務局システム部システム企画グループ課長

(順不同、敬称略)
(平成29年3月)

償却資産に関する調査研究委員会

【審 議 経 過】

○第1回〔平成28年6月27日（月）〕

- （議題）（1）償却資産課税制度の現状等について
（2）平成28年度調査研究テーマ及びスケジュール
（3）申告書様式の見直しに向けた研究について
（4）償却資産の申告時期見直し（法人税制度との整合性）等の研究について

○第2回〔平成28年8月26日（金）〕

- （議題）（1）申告書様式の見直しに向けた研究について
（2）償却資産の申告時期見直し（法人税制度との整合性）等の研究について

○第3回〔平成29年2月27日（月）〕

- （議題）平成28年度償却資産に関する調査研究委員会報告書(案)について

目 次

研究内容	1
第1 償却資産に係る申告書様式の見直しに向けた研究	2
1 はじめに	2
(1) 償却資産制度と申告書様式の見直しに向けた経緯	2
① 償却資産制度の概要	2
② 償却資産の申告内容	3
③ 申告書様式の見直しの経緯	4
④ 電子申告の推進	4
(2) 償却資産に係る申告書様式の改正経過	5
① 第26号様式(市町村長決定分)の改正経過	5
② 第30号様式(道府県知事又は総務大臣決定分)の改正経過	6
(3) 償却資産に係る申告書様式の現状と課題	6
2 償却資産に係る申告書様式の見直しに向けた議論	7
(1) 償却資産申告書第26号様式等<市町村長決定分>における課題と対応案	7
① 様式・事務の統一化	7
② 記載事項の見直し(追加・削除)	7
③ 記載内容の変更・明確化	10
(2) 償却資産申告書第30号様式等<道府県知事・総務大臣決定分>における課題と対応案	12
3 今後の方向性	12
第2 償却資産の申告時期見直し(法人税制度との整合性)等の研究	29
1 はじめに	29
(1) 現状	29
(2) 過去に行われた議論	30
① 平成9年度の議論	30
② 平成10年度の議論	30
③ 平成11年度の議論	32
④ 平成16年度の議論	33
⑤ 平成17年度の議論	35
2 平成28年度の議論	37
(1) 平成28年度の委員会で提示した見直し案	37
(2) 委員会で出たその他の意見	44
3 今後の方向性	45
<参考資料>	
○参照条文	50
○償却資産課税の概要	54

研究内容

今年度の調査研究では、納税義務者・課税庁である市町村等（以下「課税庁」という。）双方からの視点で、申告事務を行いやすい環境作りに向けた研究を行った。具体的には、①申告書様式の見直しに向けた研究、②償却資産の申告時期（法人税制度との整合性）等の研究の二つのテーマである。

まず、「申告書様式の見直しに向けた研究」については、申告書様式（第26号様式（市町村長決定分）及び第30号様式（道府県知事又は総務大臣決定分））の全体的な見直しが長年行われていない一方で、その後の課税庁及び申告者の申告事務の電算化はめざましいものがあることから、実務と様式の齟齬、課税庁及び申告者の業務の効率化・改善という観点、さらには電子申告の推進という観点から研究を行った。本テーマについては、昨年度からの継続研究として、今年度はどのような様式が新様式としてふさわしいかについて研究を行ったものである。

また、「償却資産の申告時期（法人税制度との整合性）等」については、償却資産の申告期限は1月31日（地方税法第383条、同法第394条）であるが、各法人の決算日と異なるため、申告者の申告事務が煩雑であり、申告期限を各法人の決算日に合わせるべきとの意見・要望がかねてからあるところである。

このテーマについては、過去5年（平成9～11年度、16～17年度）にわたって当委員会で議論が行われているところであるが、今回、過去の経緯も踏まえつつ、賦課期日・申告期限を見直した際の納税義務者側・課税庁側のメリット・デメリットや、複数の見直しパターンについて研究を行ったものである。

第 1 償却資産に係る申告書様式の見直しに向けた研究

1 はじめに

(1) 償却資産制度と申告書様式の見直しに向けた経緯

① 償却資産制度の概要

償却資産は、土地及び家屋とは異なり登記制度がなく、課税客体を捕捉する手段がないため償却資産の所有者に対して申告の義務を課している。

土地及び家屋については地方税法（昭和 25 年法律第 226 号。以下「法」という。）第 381 条の規定により固定資産課税台帳を備えることとされており、それぞれ同条第 1 項及び第 3 項の規定により登記簿に登録されている内容を登録する必要がある。一方、償却資産については、同条 5 項の規定により償却資産課税台帳に「償却資産の所有者の住居及び氏名又は名称並びにその所在、種類、数量及び価格を登録」することとされているため、償却資産の所有者による申告が必要となっている。

固定資産の納税義務がある償却資産の所有者（後述する道府県知事又は総務大臣が評価すべき償却資産の所有者を除く。）は、法第 383 条の規定により「総務省令の定めるところによって、毎年 1 月 1 日現在における当該償却資産について、その所在、種類、数量、取得時期、取得価額、耐用年数、見積価額その他償却資産課税台帳の登録及び当該償却資産の価格の決定に必要な事項を 1 月 31 日までに当該償却資産の所在地の市町村長に申告しなければならない」とされている。なお、法第 743 条の規定により道府県知事が価格等の決定を行う大規模償却資産の所有者についても、法第 745 条の準用規定により道府県知事に対して同様の申告をしなければならない。

また、道府県知事又は総務大臣が評価すべき償却資産の所有者で納税義務があるものは、法第 394 条の規定により「総務省令の定めるところによって、毎年 1 月 1 日現在における当該固定資産について、固定資産課税台帳に登録されるべき事項及びこれに記載されている事項その他固定資産の評価に必要な事項を 1 月 31 日までに道府県知事又は総務大臣に申告しなければならない」とされている。その際、対象となる固定資産は、法第 389 条第 1 項第 1 号の規定により「総務省令で定める船舶、車両その他の移動性償却資産又は可動性償却資産で 2 以上の市町村にわたって使用されるもののうち総務大臣が指定するもの」、同項第 2 号の規定により「鉄道、軌道、発電、送電、配電若しくは電気通信の用に供する固定資産又は 2 以上の市町村にわたって所在する固定資産で、その全体を一の固定資産として評価しなければならないと認められるもののうち総務大臣が指定するもの」について、道府県知事（関係市町村が 2 以上の道

府県に係るときは総務大臣)は、固定資産評価基準によって評価を行った後、固定資産が所在するものとされる市町村並びに価格等を決定し、決定した価格等を当該市町村に配分し、毎年3月31日までに当該市町村の長に通知しなければならないとされている。

なお、法第418条の規定により「市町村長は…固定資産の価格等を決定した場合」等は「概要調書を作成し…道府県知事に送付しなければならない」とされており、さらに、法第422条の規定により「道府県知事は…道府県内の固定資産の価格等の概要調書を作成して、これを総務大臣に送付しなければならない」とされており、総務省においては、これを基に全国の賦課決定の状況を概要調書として毎年度作成し公表している。

② 償却資産の申告内容

償却資産における申告は前述のとおり2つの形態があり、市町村長に申告し賦課決定されるものは地方税法施行規則(昭和29年総理府令第23号)第14条の表第4号に基づく償却資産申告書(償却資産課税台帳)第26号様式等で申告し、道府県知事又は総務大臣に申告し価格決定されるものは同表第8号に基づく固定資産申告書(道府県知事又は総務大臣に対する申告書)第30号様式等で申告することとされている。

・償却資産申告書(償却資産課税台帳)第26号様式等(資料①、p.13~19)

第26号様式は、所有者の住所及び氏名、事業種目等の所有者に係る基本情報の他、資産の種類(構築物、機械及び装置、船舶、航空機、車両及び運搬具、工具、器具及び備品、合計)別の取得価額(前年前に取得したもの、前年中に減少したもの、前年中に取得したもの、計)及び評価額を申告し、それら情報を踏まえて課税庁において資産の種類別の決定価格及び課税標準額を記載することとなる。

さらに、第26号様式の別表として、種類別明細書(増加資産・全資産用。第26号様式別表1)と種類別明細書(減少資産用。第26号様式別表2)があり、第26号様式では記載できない種類別の資産の名称、取得価額、耐用年数等の内訳を申告することとされている。

・固定資産申告書(道府県知事又は総務大臣に対する申告書)第30号様式等(資料②、p.20~23)

第30号様式は、所有者の住所及び氏名等の他、資産の種類(土地、家屋、償却資産)別の前年前に取得したものの価額等(前年度の価額、前年中に減少した価額、減価償却額、前年前の価額)、前年中に取得したものの価額等(取得価額、減価償却額等)を申告し、それら情報を

踏まえて道府県知事又は総務大臣において決定価格及び課税標準額等を記載することとなる。

さらに、第 30 号様式の別表として、種類別明細書その 1：前年前に取得した資産（第 30 号様式別表 1）、種類別明細書その 2：前年中に減少した資産（第 30 号様式別表 2）、種類別明細書その 3：前年中に取得した資産（第 30 号様式別表 3）及び種類別明細書その 4：総合償却資産（前年中に増減したもの）（第 30 号様式別表 4）があり、第 30 号様式では記載できない所在市町村別の資産区分（種類、構造又は用途等）等の内訳を申告することとされている。

③ 申告書様式の見直しの経緯

後述するとおり昭和 58 年に第 26 号様式を改正した際に、償却資産に係る申告書様式の統一の徹底を図る観点から「地方税法規則の一部改正について」（昭和 58 年 10 月 13 日付け自治省税務局長通知（自治固第 72 号））により、「償却資産に係る申告書については、必ず改正省令で定められた様式（以下「昭和 58 年度の新様式」という。）を使用しなければならないものであること」とされた。その際、時限的措置として昭和 60 年 12 月 31 日までの間は昭和 58 年度の新様式への準備期間として旧様式を使用可能とし、できるだけ速やかに昭和 58 年度の新様式への移行を図るとともに、昭和 61 年 1 月 1 日以後は旧様式の使用はできないものとされたところである。

さらに、昭和 58 年度の新様式は同一の規格で印刷すべきとされ、規格、記載欄の名称及び配列の順序、色等についての変更は認められないが、種類別明細書については一定の範囲で申告者の作成した独自の様式（電算処理に係るものに限る。）を認めたところである。

しかし、現在では課税庁の事務効率の観点から独自の見直しが行われ、申告書様式が個別化・独自化（以下「個別化等」という。）した状態となっており、資産の所在市町村ごとに申告をする必要がある申告者にとっては、それぞれ異なる申告書様式に対応することが求められる場合があり、手間がかかる状況となっている。

④ 電子申告の推進

近年、電子申告の推進の観点から国税における e-Tax や地方税における eLTAX（（一社）地方税電子化協議会の地方税ポータルシステム）による申告が増加傾向にある。

しかしながら、地方税の中でも法人道府県民税、法人事業税、地方法人特別税、法人市町村民税は積極的に活用されているものの、償却資産につ

いては、平成 27 年度の利用状況で全申告件数約 342 万件のうち約 76 万件（22.2%）と、低調な状況に止まっている。現在は全 1,719 地方団体において電子申告の対応が可能となったが、対応できていない団体が混在していた中では、申告者が電子申告と紙媒体による申告の双方を行う必要があり二度手間であることから電子申告の阻害要因となっていたものと考えられるし、今後、電子申告の利用率が高まれば、自ずと申告書様式の統一が期待できる。

なお、同協議会が運営提供している eLTAX においては、①電算システムによる申告（申告者が指定のファイル形式に対応したソフトウェアを活用）、②自ら申告データを作成して申告（所定の電子申告様式を活用）、③プレ申告データによる申告（課税庁から送付されるプレ申告データを活用）の 3 種類の申告に対応可能となっている。

(2) 償却資産に係る申告書様式の改正経過

① 第 26 号様式（市町村長決定分）の改正経過

申告書様式は、昭和 25 年に地方財政委員会規則第 5 号で定められて以降、社会状況の変化等を踏まえ項目や字句の変更などが行われてきた。

その中でも昭和 39 年 1 月の改正では、「固定資産評価基準（昭和 38 年 12 月 25 日自治省告示第 158 号）」が制定されたことに伴い、同評価基準の評価方法（取得価額の範囲、耐用年数及び取得後の経過年数に応ずる減価方法等について税務会計における取り扱いを採用）に適合させるとともに、申告の簡素化を図る観点から様式が全部改正された。

また、昭和 41 年 12 月の改正では、政府税制調査会における税制簡素化についての答申を受け、様式が全部改正されるとともに事務の効率化の観点から記載心得の文言が修正されたところである。

さらに、昭和 58 年 10 月の改正では、申告書様式の統一の観点から、申告者の便宜や課税庁の実態等を踏まえた全般的な見直しが行われた。その際、記載心得を削除し「固定資産（償却資産）申告の手引き（昭和 58 年 10 月 27 日付け自治固第 78 号）」を各地方団体に送付し統一化の徹底が図られた。

その後は、昭和から平成への元号の変更（平成元年）や、様式サイズの変更（B 4→A 4）（平成 10 年）、会社法施行に伴う様式中の「資本金等の額」に係る記述の修正（平成 19 年）、理論簿価の廃止に伴う様式中の「帳簿価額」欄の削除（平成 20 年）及びマイナンバー制度施行に伴う番号記載欄の追加（平成 27 年）が行われたところであるが、基本的には昭和 58 年から 30 余年にわたって大きな見直しは行われていない。

② 第 30 号様式（道府県知事又は総務大臣決定分）の改正経過

申告書様式は、前述の第 26 号様式と同様に昭和 25 年に地方財政委員会規則第 5 号で定められて以降、社会状況の変化等を踏まえ項目や字句の変更などが行われるとともに、昭和 39 年の固定資産評価基準が制定されたことに伴う見直し、昭和 42 年の政府税制調査会における税制簡素化の答申を受けた見直し等が行われてきたところであるが、基本的には昭和 42 年から約 50 年にわたって大きな見直しは行われていない。

(3) 償却資産に係る申告書様式の現状と課題

第 26 号様式及び第 30 号様式は、前述のとおりそれぞれの必要性に応じて改正が行われてきたところであり、法第 383 条に定めのある項目は記載することとされているものの、その他の項目については現在の両申告書（別表を含む）の省令様式の記載項目を比較すると、いずれの申告書の本表にも項目があるもの、別表に記載することとしているもの、記載しないこととされているもの等、混在したものとなっている（資料③、p. 24）。

また、第 26 号様式は各課税庁の独自判断による補正により個別化等している実態にあり、複数の課税庁に申告をする納税義務者若しくは申告事務を担う税理士の立場からすれば多種多様な申告書様式に対応せざるを得ないため、混乱する要因となっている。

ただし、申告書の作成に当たって税務会計ソフトを活用している場合は、そのシステムから連動して償却資産の申告書が作成されるため、基本的に大きな問題は生じていないとする意見もある。

ただ、一部の税務会計ソフトでは、法人税法上の建物附属設備が全て家屋に分類され償却資産の申告対象外として整理されるという誤った取扱いがなされており、申告漏れが発生する一因となっている。

なお、総務省においては、全国の地方団体の賦課決定の状況をまとめた概要調書を毎年度作成しており、第 26 号様式及び第 30 号様式の本表の記載事項を中心にまとめているが、両申告書様式の項目が一致していないため統計データとして使い勝手の悪いものとなっているとの指摘がある。

2 償却資産に係る申告書様式の見直しに向けた議論

※現行様式と新様式案の対比については資料④ (p. 25～28)

(1) 償却資産申告書第 26 号様式等〈市町村長決定分〉における課題と対応案

① 様式・事務の統一化

- 申告者からすれば、課税庁によって様式が異なり個別化等していることにより電算システムを活用した申告ができないため、様式を統一化すべきでないか。
- 第 26 号様式は、これまで課税庁が抱えてきた様々な課題を自己解決しようとした結果、差異が生じているものであり、効率性を考えた実務面からは否定するものではないとしても、統一化することは申告者・課税庁双方にメリットがあると考えられる。
- 申告者においては、様式の違いを気にすることなく各市町村に申告が可能となれば、課税庁においても事務の効率性に寄与するものと考えられる。
- 申告書の備考欄や欄外においては、各課税庁が使用するための独自の記載欄を設けることを妨げなければ、実務についてさほど影響は及ぼさないのではないか。
- 第 30 号様式 (別表を含む) については、申告内容を基本的に第 26 号様式 (別表を含む) に合わせることにより、複数課税庁に申告義務のある申告者にとって利便性が高まり、資産の種類ごとの増減の状況等についても同一の視点から把握することが可能となり、概要調書を活用した計数の分析が可能となることから、第 26 号様式・第 30 号様式の記載事項で可能なところは統一すべきではないか。

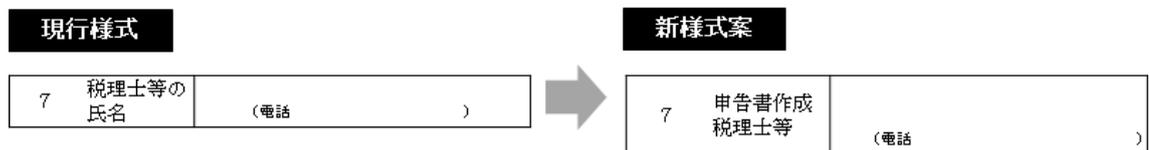
② 記載事項の見直し (追加・削除)

- 賦課課税に当たって必要と考えられる項目を申告書に盛り込むべきではないか。

⇒ 「5 事業開始年月」の項目については、法第 408 条に基づく固定資産の実地調査に関し、決算期後に調査を行えるようにするなど、調査時期の参考になるため、この項目に決算期の記載欄を追加すべきとの結論に至った。

現行様式		新様式案	
5	事業開始年月 年 月	5	事業開始年月 及び決算期 年 月 (決算期 月)

- 「7 税理士等の氏名」における押印及び項目名については、申告書の内容等で不明な点があった場合、課税庁は、納税義務者もしくは税理士等に連絡をするのが通常であるが、中には申告書の内容自体にそれほど関わっていない税理士がいるのも現状であり、問い合わせても内容が分からないケースがあった。そこで、申告書作成税理士等の欄に作成に関わった税理士の押印を求めることにより、申告責任の明確化が図れるのではないか。
 - 印鑑を押印してもらうために納税義務者と税理士等の間で紙のやりとりが新たに増えてしまう。印鑑が押印されていなくても、実際のところ課税庁側で申告書を受け取らざるを得ず、印鑑の意味は無いのではないか。
 - 申告書の作成に携わっていない税理士の氏名が記載されている場合もあるため、項目名を「税理士等の氏名」から「申告書作成税理士等」に名称を改めるべきではないか。
- ⇒ 委員会での議論においては、項目名を「税理士等の氏名」から「申告書作成税理士等」に改めることとし、その際に押印までは求めないが、償却資産の申告の重要性や申告責任の明確化を図るために税務代理権限証書を添付してもらう等、他の方策はないか今後検討していくべきとの結論に至った。



- 「資産件数の記載欄」を追加すれば、
 - ・ 申告書受付時や実地調査において、本記載欄と固定資産台帳の明細の合計欄を突合することができるようになり、精査が可能になる、
 - ・ 各市町村で作成されている評価調書の作成に資する、といった意見が出された。
- ⇒ 申告者側についても申告ソフトや各企業電算において集計は容易であり、過剰な負担にはならないことも考えられるため、資産件数の記載欄を新設すべきとの結論に至った。

現行様式

資産の種類	取得価額															
	前年前に取得したもの (イ)				前年中に減少したもの (ロ)				前年中に取得したもの (ハ)				計((イ)-(ロ)+(ハ)) (ニ)			
	十	百	千	円	十	百	千	円	十	百	千	円	十	百	千	円
1	構築物															
2	機械及び装置															
3	船舶															
4	航空機															
5	車両及び運搬具															
6	工具、器具及び備品															
7	合計															
資産の種類	評価額 (ホ)				決定価格 (ヘ)				課税標準額 (ト)							
	十	百	千	円	十	百	千	円	十	百	千	円				
1	構築物															
2	機械及び装置															
3	船舶															
4	航空機															
5	車両及び運搬具															
6	工具、器具及び備品															
7	合計															

新様式案

資産の種類	取得価額															
	前年前に取得したもの (イ)				前年中に減少したもの (ロ)				前年中に取得したもの (ハ)				計((イ)-(ロ)+(ハ)) (ニ)			
	十	百	千	円	十	百	千	円	十	百	千	円	十	百	千	円
1	構築物															
2	機械及び装置															
3	船舶															
4	航空機															
5	車両及び運搬具															
6	工具、器具及び備品															
7	建物附属設備															
	合計															
資産の種類	評価額 (ホ)				※決定価格 (ヘ)				※課税標準額 (ト)				件数			
	十	百	千	円	十	百	千	円	十	百	千	円				
1	構築物															
2	機械及び装置															
3	船舶															
4	航空機															
5	車両及び運搬具															
6	工具、器具及び備品															
7	建物附属設備															
	合計															

○ 平成 20 年度税制改正において減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和 40 年大蔵省令第 15 号）の見直しが行われ、減価償却資産の耐用年数が大幅に改正された。改正前と改正後の耐用年数に応じた減価残存率によって、課税庁は資産の評価を行わなければならないため、第 26 号様式別表 1 の中に、改正後の耐用年数の欄の追加が必要ではないか。
⇒ 上記の意見について、省令改正から数年経っており、平成 20 年以前に取得し改正前と改正後の耐用年数を適用する資産が減少していく傾向にあり、摘要欄に記入してもらえば足りるので、様式改正は不必要との結論に至った。

○ 賦課課税に当たって不必要と考えられる項目（税務会計上の償却方法欄など）を申告書から削除しても良いのではないかと
⇒ 「13 税務会計上の償却方法」の項目については不要との意見が多かったため項目を削除すべきとの結論に至り、それに伴い「12 特別償却又は圧縮記帳」の項目を「12 特別償却」と「13 圧縮記帳」に欄を改めるべきとの結論に至った。

現行様式		新様式案	
12	特別償却又は圧縮記帳	有・無	
13	税務会計上の償却方法	定率法・定額法	

③ 記載内容の変更・明確化

○ 「事業種目（資本金等の額）」欄の資本金の定義の明確化が必要ではないか。

⇒ 「4 事業種目（資本金等の額）」の項目名について、記載内容をより明確化するため、「事業種目（資本金等の額）」を「事業種目（資本金又は出資金の額）」に改めるべきとの結論に至った。

現行様式		新様式案	
4	事業種目 (資本金等の額)	(百万円)
4	事業種目 (資本金又は出資金の額)	(百万円)

○ 「資産の種類」欄が構築物、機械及び装置…となっているが、償却資産申告対象の建物附属設備の記載については、現行様式の中に記載できる欄がない。そのため、建物附属設備のうち償却資産に該当するものについては、構築物の欄に記載するよう例示している課税庁もあれば、機

械及び装置欄に記載するよう例示している課税庁もある状態となっており、取扱いが統一されていない。

- 平成 28 年度税制改正において、中小企業による設備投資の促進に向け 3 年間の時限措置として機械・装置を対象に固定資産税の特例措置が創設されたが、平成 29 年度の税制改正大綱において、残余の 2 年間に限り、地域・業種を限定した上で、その対象に一定の建物附属設備等が追加された。今後、各種統計資料において、建物附属設備の数値を把握する必要性が出てくる可能性も考えられる。
- 建物附属設備の記載欄を追加する際は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和 40 年大蔵省令第 15 号）の別表の記載の順番（建物附属設備、構築物、船舶…）に並び替えるように改正したらどうか。
- 「資産の種類」欄を追加するためのシステム改修費用は、電算申告を行っている申告者、課税庁双方ともに多額の費用や時間がかかる。

⇒ 当該部分の様式改正の必要性は高く、将来的には欄を追加すべきだが、今後の国税連携の動きなども視野に入れ、双方に活用可能な情報を得る上で、合理的な様式とは何かといった観点も踏まえる必要があることから、引き続き検討していくこととするとの結論に至った。

- 「事業所用家屋の所有区分」欄が、現状の記載だけでは足りないのではないか。

⇒ 「17 事業所用家屋の所有区分」の項目において、自己所有・借家のどちらかに印を付けるようになっているが、納税義務者によっては、同一区域内に複数の事業所を所有している場合もあり、調査の場合に適切な把握ができていない場合があるという意見を踏まえ、「15 市（区）町村内における事業所等資産の所在地」欄と「17 事業所用家屋の所有区分」欄の記載をまとめるべきとの結論に至った。

現行様式		新様式案	
15 市(区)町村内における事業所等資産の所在地	① ② ③	15 市(区)町村内における事業所等資産の所在地	① 自己所有・借家 ② 自己所有・借家 ③ 自己所有・借家 (及び事業所用家屋にあってはその所有区分)
16 借用資産 (有・無)	貸主の名称等	16 借用資産 (有・無)	貸主の名称等
17 事業所用家屋の所有区分		自己所有・借家	

○ 現状「備考」欄を工夫して活用している課税庁があることから、課税庁独自に申告を求める内容は「備考」欄を活用できないか

⇒ 各課税庁によっては、それぞれで申告受付をしやすいように備考欄や申告書の欄外において独自に項目の記載欄を設けている例も散見されるが、特に複数市町村に申告義務のある申告者からは「様式が市町村ごとにバラバラで、申告書を作成しづらい」との声もあがっている。

省令様式で記載項目の追加を行ってしまうと、これまで独自の記載項目を設けていなかった市町村においては、逆に使い勝手が悪くなり、空欄のままでよいのではないかと結論に至った。

ただし、備考欄や欄外において独自の記載欄（申告者が記入しなくてもよいもので、課税庁が記入する処理欄のようなもの）を設けることはかまわないのではないかと、この意見もあった。

(2) 償却資産申告書第 30 号様式等〈道府県知事・総務大臣決定分〉における課題と対応案

○ 第 26 号様式・第 30 号様式の記載事項は統一すべきではないか

⇒ 前述のとおり。

3 今後の方向性

個別化等している第 26 号様式の統一については、経済界からも強い要望が寄せられており、現行制度を前提とすれば、今回議論した内容を基礎として統一化すべきと考えられる。

しかしながら、現行の第 26 号様式においては、税務会計・企業会計上において「建物附属設備」で整理されている資産を記入する独立した欄がないため、「構築物」として申告させ課税している団体、「機械装置」として申告させ課税している団体などが混在している実態が判明した。これについては、できる限り速やかに統一した取扱いとすべきである。

ただその一方で、課税庁及び電算申告を行っている申告者側双方のシステム改修に多大な時間と経費がかかることについても考慮する必要がある。

加えて、(一社)地方税電子化協議会の eLTAX と国税の e-Tax とのシステム連携を今後より一層進めていくことも視野に入れた場合、双方で活用できる必要十分な情報を提出してもらうために望ましい申告書の様式とは何かといった、中長期的視点に立った新たな検討も求められるものと思われる。

平成 年 月 日		平成 年度		※ 所有者コード	
受付印		殿			
1 住所 (ふりがな) 又は納税通知 書送付先		3 個人番号又は 法人番号		8 短縮耐用年数の承認 有・無	
2 氏名 (ふりがな) 法人にあって はその名称及 び代表者の氏 名		4 事業種目 (資本金等の額)		9 増加償却の届出 有・無	
		5 事業開始年月		10 非課税該当資産 有・無	
		6 この申告に必要す る者の届及び氏名 (電話番号)		11 課税標準の特例 有・無	
		7 税理士等の氏名 (電話番号)		12 特別償却又は圧縮記帳 有・無	
				13 税務会計上の償却方法 定率法・定額法	
				14 青色申告 有・無	
資産の種類		取得価額		15 市(区)町村内 における事業所 等資産の所在地	
1 構築物		前年前に取得したもの (ア)		①	
2 機械及び装置		前年中に減少したもの (イ)		②	
3 船舶		前年中に取得したもの (ロ)		③	
4 航空機		前年中に減少したもの (ハ)		貸主の名称等	
5 車両及び運搬具		計((イ)-(ロ)+(ハ)+(ニ))		16 借入資産 (有・無)	
6 工具、器具及び備品		前年中に取得したもの (ヘ)		17 事業所用家屋の所有区分 自己所有・借家	
7 合計		前年中に減少したもの (セ)		18 備考(添付書類等)	
資産の種類		評価額			
1 構築物		前年中に取得したもの (カ)			
2 機械及び装置		前年中に減少したもの (キ)			
3 船舶		前年中に取得したもの (ク)			
4 航空機		前年中に減少したもの (ケ)			
5 車両及び運搬具		前年中に取得したもの (コ)			
6 工具、器具及び備品		前年中に減少したもの (コ)			
7 合計		前年中に取得したもの (カ)			

第二十六号様式（入力用）（用紙日本工業規格 A 4 ・ 草色）（第十四条関係）

所有者コード	1	20
--------	---	----

	取得価額				計((イ)-(ロ)+(ハ)) (ニ)
	前年前に取得したもの (イ)	前年中に減少したもの (ロ)	前年中に取得したもの (ハ)	前年中に取得したもの (ニ)	
21	23	38	49	62	74 75 80
11					
12					
13					
14					
15					
16					
17					
		評価額		決定価格	課税標準額
		(ホ)	(ヘ)	(ト)	(チ)
21	23	38	49	62	74 75 80
21					
22					
23					
24					
25					
26					
27					

第二十六号様式別表一（提出用）

（用紙日本工業規格 A 4 ・ 草色）（第十四条関係）

平成 年度		所有者コード		所有者名										枚のち	
資産の種類 番号	資産コード	資産の名称等	数量	取得年月		(イ) 取得価額	(ロ) 減価償存率	(ハ) 価額	課税の特例		課税標準額	増加事由	摘要		
				年	月				率	コード					
01							0.					1・2 3・4			
02							0.					1・2 3・4			
03							0.					1・2 3・4			
04							0.					1・2 3・4			
05							0.					1・2 3・4			
06							0.					1・2 3・4			
07							0.					1・2 3・4			
08							0.					1・2 3・4			
09							0.					1・2 3・4			
10							0.					1・2 3・4			
11							0.					1・2 3・4			
12							0.					1・2 3・4			
13							0.					1・2 3・4			
14							0.					1・2 3・4			
15							0.					1・2 3・4			
16							0.					1・2 3・4			
17							0.					1・2 3・4			
18							0.					1・2 3・4			
19							0.					1・2 3・4			
20							0.					1・2 3・4			
小計															

注意 「増加事由」の欄は、1 新品取得、2 中古品取得、3 移動による受入れ、4 その他のいずれかへ○印を付けてください。

第二十六号様式別表一（入力用）

（用紙日本工業規格 A 4 ・ 草色）（第十四条関係）

1		所有者コード		20		22					
資産の種類 番号	資産コード	資産の名称等		数量		取得年月		取得価額	欄 用 年 数	※ 課税標準 の特 例 の 率 コード	
23	25	26	27	28	29	30	31			32	33
01	33 34	53 54	55 56	57 58	59 60	61	62	73 74		76	80
02											
03											
04											
05											
06											
07											
08											
09											
10											
11											
12											
13											
14											
15											
16											
17											
18											
19											
20											

第二十六号様式別表二（提出用）

（用紙日本工業規格 A 4 ・ 赤色 ）（第十四条関係）

平成 年度		所有者コード		所有者名		枚のうち							
資産の種類		抹消コード		資産の名称等		数							
行 番 号	資産 の 種 類	抹 消 コ ー ド	取 得 年 月	取 得 年 月	取 得 価 額	耐 用 年 数	申 告 年 度	減少の事由及び区分					
								1 全部	2 減失	3 売却	4 その他		
01								1	2	3	4	1	2
02								1	2	3	4	1	2
03								1	2	3	4	1	2
04								1	2	3	4	1	2
05								1	2	3	4	1	2
06								1	2	3	4	1	2
07								1	2	3	4	1	2
08								1	2	3	4	1	2
09								1	2	3	4	1	2
10								1	2	3	4	1	2
11								1	2	3	4	1	2
12								1	2	3	4	1	2
13								1	2	3	4	1	2
14								1	2	3	4	1	2
15								1	2	3	4	1	2
16								1	2	3	4	1	2
17								1	2	3	4	1	2
18								1	2	3	4	1	2
19								1	2	3	4	1	2
20								1	2	3	4	1	2
					小 計								

第26号様式（別表を含む。）記載要領

- 1 償却資産申告書は、償却資産の所在地の市町村長に1通提出すること。ただし、地方税法第742条の規定に基づき道府県知事が指定した償却資産に係る申告書については当該道府県知事に1通提出すること。
- 2 ※の欄は記載しないこと。
- 3 「個人番号又は法人番号」欄には、所有者の個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。以下同じ。）又は法人番号（同条第15項に規定する法人番号をいう。）を記載すること。
- 4 金額の単位区分（けた）のある欄の記載に際しては、単位区分に従って正確に金額を記載すること。

第三十号様式 (用紙日本工業規格 A 4) (第十四条関係)

固定資産申告書(道府県知事又は総務大臣に対する申告書)

平成 年度

受付印

平成 年 月 日	住所		この申告に応答する者の氏名及び係名並びにその電話番号		(電話)			
	氏名 〔法人にあつては法人の名称及び代表者の氏名〕		※ 処理事項					
所有者		個人番号又は法人番号		※ 担当者		氏名		
道府県知事 (総務大臣) 殿	前年前に取得したもの		前年中に取得したもの		※ 課		係	
	前年度の 価額 (イ) 円	(イ)のうち 前年中に 減少したも の (イ) 円	(イ)-(ロ) (ハ) 円	(ハ)にかか る減価償 却額 (ニ) 円	価額 (ホ) 円	取得価額 (ヘ) 円	(ヘ)にかか る減価償 却額 (ト) 円	価額の計 (ホ)+(チ) (リ) 円
資産の種類					※ 決定価格	※ 課税標準額	※ 摘要	
土地					円	円		
家屋								
償却資産								
合計								

第三十号様式別表一(用紙日本工業規格A4)(第十四条関係)

種類別明細書 その1 前年前に取得した資産 (1) 課税標準の特例の適用のないもの

所在地	資産区分				取得価額	前年度の価額	減価残存率(1-減価率)	価額(イ)×(ロ)	備考	※決定価格	※課標準額	※税額	※摘要
	種類	構造または用途	細目	数量									
					円	円	円	円		円		円	
合計													

(2) 課税標準の特例の適用のあるもの

所在地	資産区分				取得価額	前年度の価額	減価残存率(1-減価率)	価額(イ)×(ロ)	備考	※決定価格	※決定価格に乘ずる率	※課標準額	※税額	※摘要
	種類	構造または用途	細目	数量										
					円	円	円	円		円			円	
合計														

第三十号様式別表二(用紙日本工業規格A4)(第十四条関係)

種類別明細書 その2 前年中に減少した資産

所在地	資産区分						取得の価額	前年度の価額	備考	※摘要
	種類	構造または用途	細目	数量	耐用年数	取得年次				
					年		円	円		
合計										

第三十号様式別表三 (用紙日本工業規格A4) (第十四条関係)

種類別明細書 その3 前年中に取得した資産 (1) 課税標準の特例の適用のないもの

所在地	資産区分			取得価額 (イ)	減価残存率 $(1 - \frac{\text{減価率}}{2})$ (ロ)	価額 (イ) × (ロ)	備考	決定価格	課税標準	税額	摘要
	種類	細目	数量								
				円		円		円		円	
合計											

(2) 課税標準の特例の適用のあるもの

所在地	資産区分			取得価額 (イ)	減価残存率 $(1 - \frac{\text{減価率}}{2})$ (ロ)	価額 (イ) × (ロ)	備考	決定価格	決定価格に 乗ずる率	課税標準 価額 (ホ) + (チ)	税額	摘要
	種類	細目	数量									
				円		円		円			円	
合計												

第三十号様式別表四 (用紙日本工業規格A4) (第十四条関係)

種類別明細書 その4 総合償却資産(前年中に増減したもの) (1) 課税標準の特例の適用のないもの

所在地	資産区分			取得の 年次	耐用 年数	前年 中に 減少 した 資産の 前 年度 の 価額 (イ)	前年 中に 取得 した もの 減価 残存 率 (ハ)	取得 価額 (イ) × (ニ)	前年 中に 取得 した もの 減価 残存 率 $(1 - \frac{\text{減価率}}{2})$ (ト)	前年 中に 取得 した もの 減価 残存 率 $(1 - \frac{\text{減価率}}{2})$ (チ)	備考	決定 価格 円	課税 標準 額 円	摘要	
	種類	構造 または 用途	数量												
				年		円		円		円		円		円	
合計															

(2) 課税標準の特例の適用のあるもの

所在地 市町村	資産区分			前年前に取得したもの			前年中に取得したもの			備考	※ 決定価格	※ 決定価格に 乗ずる率	※ 課税標準額	※ 摘要
	種類 または用途	構造 目録	耐用 年数	取得 の 年次	前年度の 価額 (イ)	前年中に減少 した資産の前 年度の価額 (ロ)	減価残存率 (1-減価 率) (ハ)	(イ)×(ロ) (ニ)	取得 価額 (ヘ)					
			年		円	円		円		円	円	円		
合計														

第30号様式 (別表を含む。) 記載要領

- ※印の欄は、申告者において記載することを要しないこと。
 - 「個人番号又は法人番号」欄には、所有者の個人番号 (行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。以下同じ。) 又は法人番号 (同条第15項に規定する法人番号をいう。) を記載すること。なお、個人番号を記載する場合には、左側を1文字空けて記載すること。
 - 固定資産申告書の「資産の種類」の欄および種類別明細書の「種類」の欄には、土地、家屋および償却資産の区分にしたがって記載すること。
 - 地方税法第三百八十九条第一項の規定により道府県知事又は総務大臣が決定する固定資産の価格の配分に関する規則 (昭和28年総理府令第91号) 本則の表の下欄において「所在する市町村に配分する」とされている場合にあつては、種類別明細書の「所在市町村」の欄に、固定資産が賦課期日現在において所在する市町村名を書くこと。また、それ以外の場合にあつては、同令の規定により固定資産の決定価格及び課税標準額を当該固定資産が所在するものとされる市町村に配分するために必要なものとして道府県知事又は総務大臣が求める事項を記載した書類を添付すること。
 - 上記以外の記載事項については、第26号様式 (別表を含む。) 記載要領に準じて記載すること。
- 備考 この様式 (種類別明細書を含む。) は、事業の種類に応じ、適宜補正することができるものであること。

(資料③)

26号様式と30号様式における記載事項の比較及び本表と別表の関係

◆ 本表	第二十六号様式 (市町村長決定分)	第三十号様式 (知事・大臣決定分)
法定項目(法第三百八十一条V及びVI・三百八十三条・三百九十四条)	○	○
氏名(法人にあってはその名称及び代表者の氏名)	○	○
屋号	○	×
住所(又は納税通知書送付先)	○	○
電話	○	×
取得価額	○	△
前年取得	○	×
前年中減少	○	×
前年中取得	○	○
前年中取得	○	○
上記に係る減価償却額	×	○
資産の種類(構築物、機械及び装置、…等)	○	△
評価額	○	○
前年取得に係る前年度の価額	×	○
前年取得に係る前年中に減少した価額	×	○
前年取得-前年中減少	×	○
上記に係る減価償却額	×	○
前年取得に係る今年度の価額	△	○
前年中取得に係る今年度の価額	△	○
資産の種類(構築物、機械及び装置、…等)	○	△
決定価格	○	○
資産の種類(構築物、機械及び装置、…等)	○	△
課税標準額	○	○
資産の種類(構築物、機械及び装置、…等)	○	△
取得時期	△	△
所在	○	△
数量	△	△
耐用年数	△	△
事業種目(資本金等の額)	○	×
事業開始年月	○	×
申告に該当する者の係及び氏名(電話)	○	○
税理士等の氏名(電話)	○	×
短縮耐用年数の承認の有無	○	×
増加償却の届出の有無	○	×
非課税該当資産の有無	○	×
課税標準の特例の有無	○	△
特別償却又は圧縮記帳の有無	○	×
税務会計上の償却方法(定率法or定額法)	○	×
青色申告の有無	○	×
借用資産の有無(貸主の名称等)	○	×
事業所用家屋の所有区分(自己所有or借家)	○	×
処理事項	×	○
担当者	×	○
備考・摘要	○	○

◆ 別表	第二十六号様式 (市町村長決定分)	第三十号様式 (知事・大臣決定分)
資産の種類(26号)、構造または用途(30号)	○	○
資産コード	○	×
抹消コード	○	×
細目	×	○
資産の名称等	○	×
数量	○	○
取得年月、取得年次	○	○
取得価額	○	○
耐用年数	○	×
減価残存率	○	○
申告年度	○	×
前年度の価額	○	○
価額	×	○
決定価格	×	○
課税標準額の特例率	○	○
課税標準額	○	○
増加事由	○	×
減少の事由及び区分	○	×
所在市町村	×	○
備考・摘要	○	○

本表において△が付いたものについて、別表との相関関係を示したものを。

※ ○…当該様式により捕捉、△…別表により捕捉、×…捕捉していない

第二十六号様式(提出用) (用紙日本工業規格A4・草色) (第十四条関係)

平成 年 月 日		平成 年度		※所有者コード	
受付印		殿			
1 住所 (ふりがな) 〔又は納税通知書送付先〕		3 個人番号又は法人番号		8 短縮耐用年数の承認	
2 所有者 (ふりがな) 名 〔本人にあってはその名称及び代表者の氏名〕		4 事業種目 (資本金又は出資金の額)		9 増加償却の届出	
		5 事業開始年月 (決算期)		10 非課税該当資産	
		6 この申告に 応答する者の 氏名及び氏名		11 課税標準の特例	
		7 申告書作成 税理士等		12 特別償却	
				13 圧縮記帳	
				14 青色申告	
資産の種類		取得価額		15 市(区)町村内 における事業所等 資産の所在地 〔及び事業所用 家屋にあっては その所有区分〕	
1 構築物	前年前に取得したもの (a)	前年中に減少したもの (b)	前年中に取得したもの (c)	①..... 自己所有・借家	
2 機械及び置				②..... 自己所有・借家	
3 船				③..... 貸主の名称等	
4 航空機				16 借用資産 (有・無)	
5 車両及び				17 備考(添付書類等)	
6 運搬器具					
7 建物附属設備					
合計					
資産の種類	評価額 (a)	※ 決定価格 (b)	※ 課税標準額 (c)	数	
1 構築物					
2 機械及び置					
3 船					
4 航空機					
5 車両及び					
6 運搬器具					
7 建物附属設備					
合計					

第二十六号様式(提出用) (用紙日本工業規格A4・草色) (第十四条関係)

平成 年 月 日		平成 年度		※所有者コード	
受付印		殿			
1 住所 (ふりがな) 〔又は納税通知書送付先〕		3 個人番号又は法人番号		8 短縮耐用年数の承認	
2 所有者 (ふりがな) 名 〔本人にあってはその名称及び代表者の氏名〕		4 事業種目 (資本金等の額)		9 増加償却の届出	
		5 事業開始年月		10 非課税該当資産	
		6 この申告に 応答する者の 氏名及び氏名		11 課税標準の特例	
		7 税理士等の氏名		12 特別償却又は圧縮記帳	
				13 税務会計上の償却方法	
				14 青色申告	
資産の種類		取得価額		15 市(区)町村内 における事業所 等資産の所在地	
1 構築物	前年前に取得したもの (a)	前年中に減少したもの (b)	前年中に取得したもの (c)	①.....	
2 機械及び置				②.....	
3 船				③..... 貸主の名称等	
4 航空機				16 借用資産 (有・無)	
5 車両及び				17 事業所用家屋の所有区分	
6 運搬器具				18 備考(添付書類等)	
7 工具、器具及び備品					
合計					
資産の種類	評価額 (a)	決定価格 (b)	課税標準額 (c)	自己所有・借家	
1 構築物					
2 機械及び置					
3 船					
4 航空機					
5 車両及び					
6 運搬器具					
7 工具、器具及び備品					
合計					

新様式案

種類別明細書(増加資産・全資産用)

平成 年度	所有者コード		所有者名		枚のうち									
	種別	コード	姓	名										
資産の種類	所在市町村	資産の名称等	数量	取得年月 年 月	取得価額	前年度の価額	耐用年数	減価残存率	価額	課税の特例 率	課税標準額	増加事由	摘要	
01								0.				1・2 3・4		
02								0.				1・2 3・4		
03								0.				1・2 3・4		
04								0.				1・2 3・4		
05								0.				1・2 3・4		
06								0.				1・2 3・4		
07								0.				1・2 3・4		
08								0.				1・2 3・4		
09								0.				1・2 3・4		
10								0.				1・2 3・4		
11								0.				1・2 3・4		
12								0.				1・2 3・4		
13								0.				1・2 3・4		
14								0.				1・2 3・4		
15								0.				1・2 3・4		
16								0.				1・2 3・4		
17								0.				1・2 3・4		
18								0.				1・2 3・4		
19								0.				1・2 3・4		
20								0.				1・2 3・4		
小 計														

注意 「増加事由」の欄は、1 新品取得、2 中古品取得、3 移動による受入れ、4 その他のいずれかか○印を付けてください。

現行様式

第三十号様式別表一(用紙日本工業規格A4)(第十四条関係)

種類別明細書 その1 前年前に取得した資産 (1) 課税標準の特例の適用のないもの

所在地市町村	種類	構造または用途	資産区分			取得の年次	取得価額	前年度の価額	減価残存率(1-減価率)	価額(イ)×(ロ)	備考	決定価額	課税標準額	税額	摘要
			細目	数量	耐用年数										
合 計															

(2) 課税標準の特例の適用のあるもの

所在地市町村	種類	構造または用途	資産区分			取得の年次	取得価額	前年度の価額	減価残存率(1-減価率)	価額(イ)×(ロ)	備考	決定価額	課税標準額	税額	摘要
			細目	数量	耐用年数										
合 計															

第三十号様式別表三(用紙日本工業規格A4)(第十四条関係)

種類別明細書 その3 前年中に取得した資産 (1) 課税標準の特例の適用のないもの

所在地市町村	種類	構造または用途	資産区分			取得の年次	取得価額	前年度の価額	減価残存率(1-減価率)	価額(イ)×(ロ)	備考	決定価額	課税標準額	税額	摘要
			細目	数量	耐用年数										
合 計															

(2) 課税標準の特例の適用のあるもの

所在地市町村	種類	構造または用途	資産区分			取得の年次	取得価額	前年度の価額	減価残存率(1-減価率)	価額(イ)×(ロ)	備考	決定価額	課税標準額	税額	摘要
			細目	数量	耐用年数										
合 計															

新様式案

種類別明細書(減少資産用)

資産の種類 番号	所在市町村	資産の名称等	数量	取得年月		取得価額	前年度の価額	耐用年数	申告年度	減少の事由及び区分				摘要
				年号	月					1 売却	2 滅失	3 移動	4 その他	
01										1・2・3・4	1・2			
02										1・2・3・4	1・2			
03										1・2・3・4	1・2			
04										1・2・3・4	1・2			
05										1・2・3・4	1・2			
06										1・2・3・4	1・2			
07										1・2・3・4	1・2			
08										1・2・3・4	1・2			
09										1・2・3・4	1・2			
10										1・2・3・4	1・2			
11										1・2・3・4	1・2			
12										1・2・3・4	1・2			
13										1・2・3・4	1・2			
14										1・2・3・4	1・2			
15										1・2・3・4	1・2			
16										1・2・3・4	1・2			
17										1・2・3・4	1・2			
18										1・2・3・4	1・2			
19										1・2・3・4	1・2			
20										1・2・3・4	1・2			
小計														

第三十号様式別表二(用紙日本工業規格A4)(第十四条関係)

現行様式

第三十号様式別表二(用紙日本工業規格A4)(第十四条関係)

所在市町村	種類	構造または用途	資産区分		取得の価額	前年度の価額	備考	摘要
			細目	数量				
					円	円		
合計								

※ 前年中に減少した資産

第2 償却資産の申告時期見直し（法人税制度との整合性）等の研究

1 はじめに

(1) 現状

固定資産税の納税義務がある償却資産の所有者（後述する道府県知事又は総務大臣が評価すべき償却資産の所有者を除く。）は、法第383条の規定により「総務省令の定めるところによって、毎年1月1日現在における当該償却資産について、その所在、種類、数量、取得時期、取得価額、耐用年数、見積価額その他償却資産課税台帳の登録及び当該償却資産の価格の決定に必要な事項を1月31日までに当該償却資産の所在地の市町村長に申告しなければならない」とされている。なお、法第743条の規定により道府県知事が価格等の決定を行う大規模償却資産の所有者についても、法第745条の準用規定により道府県知事に対して同様の申告をしなければならない。

また、道府県知事又は総務大臣が評価すべき償却資産の所有者で納税義務があるものは、法第394条の規定により「総務省令の定めるところによって、毎年1月1日現在における当該固定資産について、固定資産課税台帳に登録されるべき事項及びこれに記載されている事項その他固定資産の評価に必要な事項を1月31日までに道府県知事又は総務大臣に申告しなければならない」とされている。

償却資産の申告期限については、以前から経済界等や日本税理士会連合会（以下「税理士会」という。）からは以下のような要望がなされてきた。

- ・ 賦課期日と法人の決算日とが異なるため、12月末決算以外の法人は、法人税の申告とは別の時点で償却資産の申告を行わねばならないことから、申告事務が二度手間となっており、償却資産に係る固定資産税の賦課期日を事業年度の末日にすべきである。
- ・ 賦課期日である1月1日から申告期限である1月31日までの1か月間で申告事務を行うのは期間が短く、大きな事務負担となっており、申告書の提出期限を国税の申告期限と一致させるべきである。

これらの問題は、過去5年（平成9～11年度、16～17年度）にわたって当委員会で議論が行われている。

(2) 過去に行われた議論

当時議論された内容等については次のとおりである。

① 平成9年度の議論

償却資産の申告制度に関して当償却資産研究委員会で議論を行ったのは平成9年度が最初であった。当該年度においては、納税者の立場を代表して東京電力株式会社、全国法人会連合会及び税理士会から説明を受け、申告事務に関する簡素化、納税手続に関する簡素化について幅広く議論が行われたが、現行制度の問題点の指摘に止まった。

② 平成10年度の議論

当委員会のほか、地方税における資産課税のあり方に関する調査研究委員会においても議論がなされた。

それぞれの委員会における議論の内容は次のとおりである。なお、当委員会においては、新たな申告制度について具体の3案が検討された。

ア 地方税における資産課税のあり方に関する調査研究委員会

「地方税における資産課税のあり方に関する調査研究報告書」中の「第2 固定資産税の課税システムのあり方についての基本的考え方 第4 節 償却資産の申告制度について－簡素で分かりやすいしくみ－」として検討結果が取りまとめられた。

具体的には、税理士会から税制改正要望として挙げられた以下の2点について検討が行われた。

- ・ 償却資産に係る賦課期日を決算日とすること。
- ・ 申告期限を法人税、所得税の申告期限（法人税：原則決算日から2か月以内、所得税：3月15日まで）と同一とすること。

しかし、このまま実施した場合は、決算日の異なる法人間で事業年度の中途において償却資産の譲渡をすることにより、合法的課税逃れが生じるという問題が出された。この問題を解決するために、

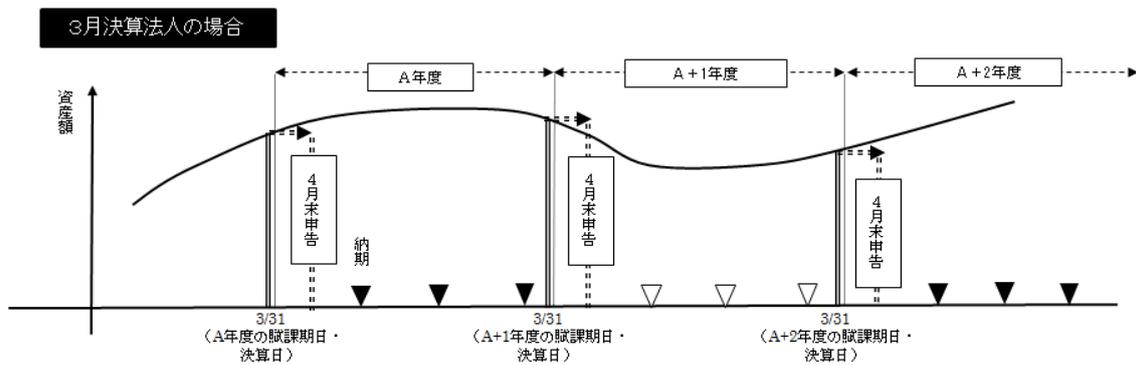
- ・ 月割課税を導入する案
- ・ 現在の賦課期日制度を維持した上で決算日との調整を図る案

が議論された。報告書では、これらの議論を踏まえた「これからの方向性」として、「納税者の申告事務の合理化のための改正を早期に実施する方向で検討することが必要である。この検討に当たっては、納税者側、市町村側にそれぞれ意見があると考えられるので、様々な角度から関係者の意見を分析する必要がある。」と指摘している。

イ 償却資産研究委員会

「償却資産等の保有状況等に関する調査研究」として、申告制度のあり方について、以下の3案に関する議論が行われた。

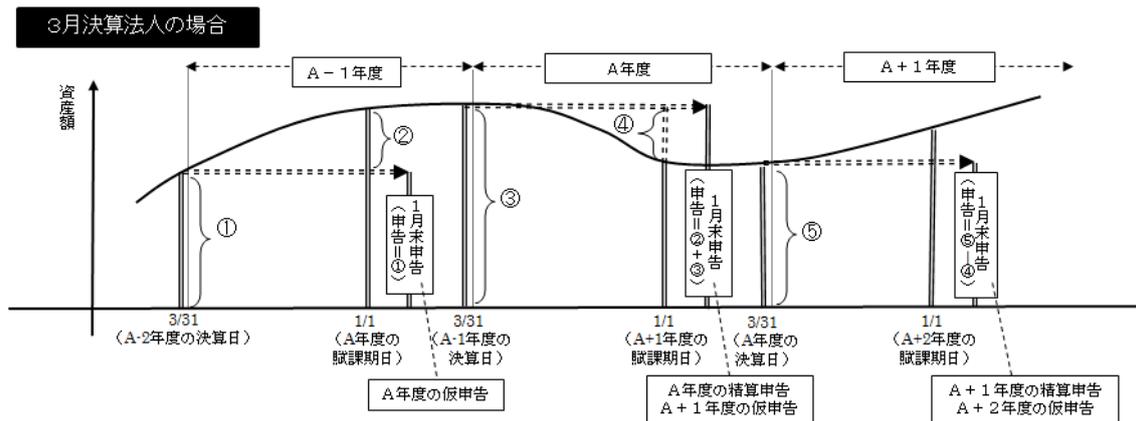
案1 賦課期日を法人の決算日とし、決算後1ヶ月以内に申告（28年度案4と同一）



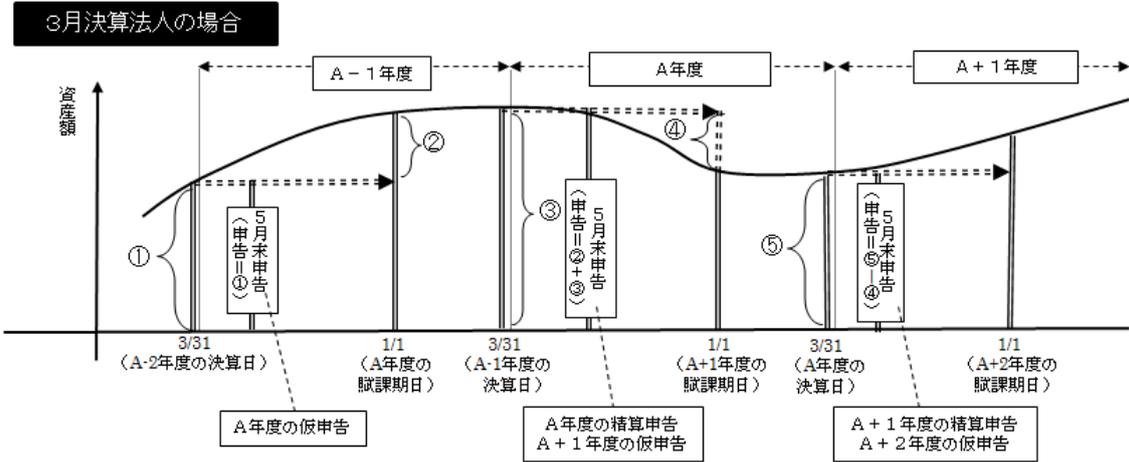
※上記グラフの曲線部分は、法人が所有する資産額の増減の一例を示したもので（以下のグラフで同じ。）

案2 従前どおり賦課期日は1月1日、申告期限は1月31日までとし、仮申告・精算申告制度を導入する（過年度精算方式）

（法人の決算日現在の資産について直後の1月末までに申告を行い、決算日以降賦課期日までの間の資産の移動について翌年の申告時に精算）



案3 賦課期日は従前どおり1月1日とするが、決算後2ヶ月以内に申告する仮申告・精算申告制度を導入する（現年度精算方式）
 （法人の決算日現在の資産について法人税と同時期までに申告を行い、決算日以降賦課期日までの間の資産の移動について翌年の申告時に精算）

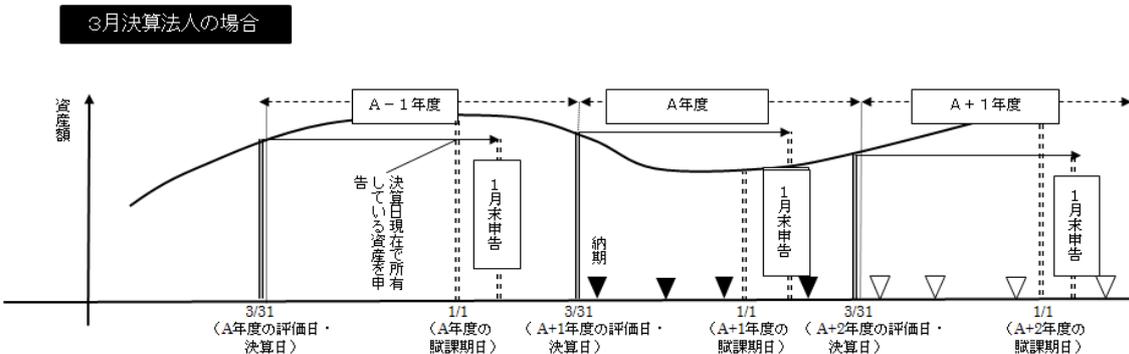


報告書では「今後の課題」として、「いずれの案も多くの問題点を抱えており、今後更に検討を加えていく必要がある。」とした上で、「課税側、納税者の双方に無駄のない方法はないかという観点でより精緻な検討を行い、納税者の便宜と課税の公平を確保するための方策を早急に実施すべきである。」と指摘している。

③ 平成11年度の議論

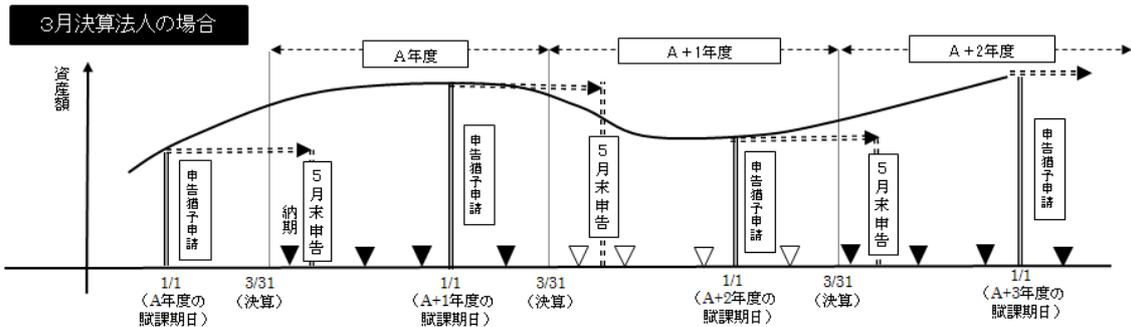
当委員会に申告制度の改正を検討する小委員会を設置し、以下の2案について具体的な議論が行われた。

案1 賦課期日（1月1日）の直前の決算期の資産を賦課期日現在の資産とみなし1月末までに申告する（17年度案2、28年度案5と同一）



案2 仮徴収・精算申告制度を導入する

(賦課期日は変更しないものの、申告期限については市町村長の承認した期限(決算後2ヶ月等を想定)まで申告を猶予、期限までに1月1日時点の資産を申告する。年度当初は前年度の課税標準を基にした仮算定税額により仮課税・徴収を行い、承認した申告期限後に到来する納期で精算を行う。)

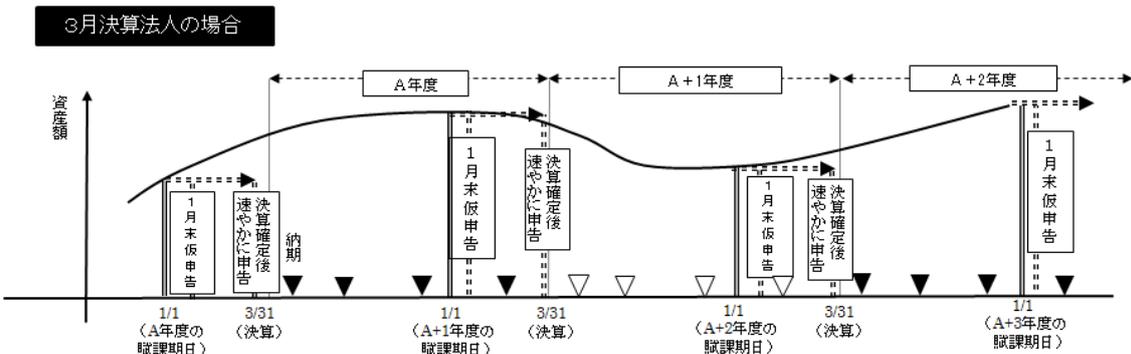


これらの案については、報告書の「まとめ(申告制度の改正について)」の中で、「いずれも納税者の負担軽減になるという一定の評価がある一方、課税庁にはかなりの事務的、経費的負担を求めるものであった。そのため、課税庁側の十分な理解を得るには、なお、しばらく時間が必要であるかもしれない。」とまとめられており、「平成12年度以降の税制改正において、当委員会で検討した償却資産の申告制度の改正案を基に、納税者の負担軽減となるような申告制度の改正がなされることを期待する。」とされている。

④ 平成16年度の議論

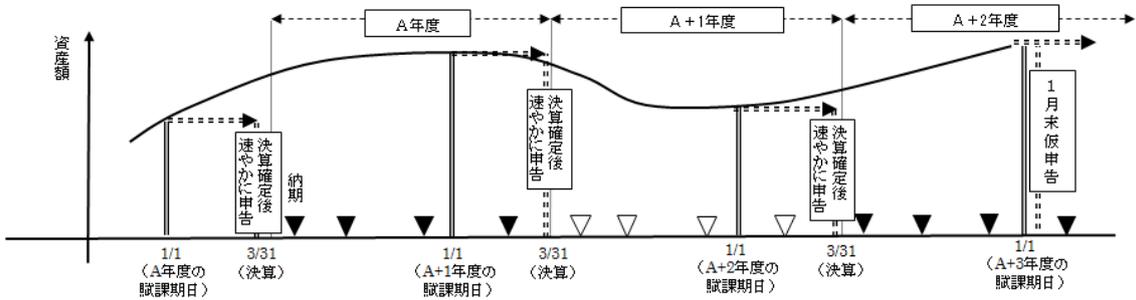
平成10年度及び11年度の議論を踏まえ、課税庁側の視点から以下の5案について議論が行われた。

案1 賦課期日は従前どおり1月1日とし、賦課期日現在の資産を1月末に仮申告し、決算確定後に本申告(28年度案2と同一)



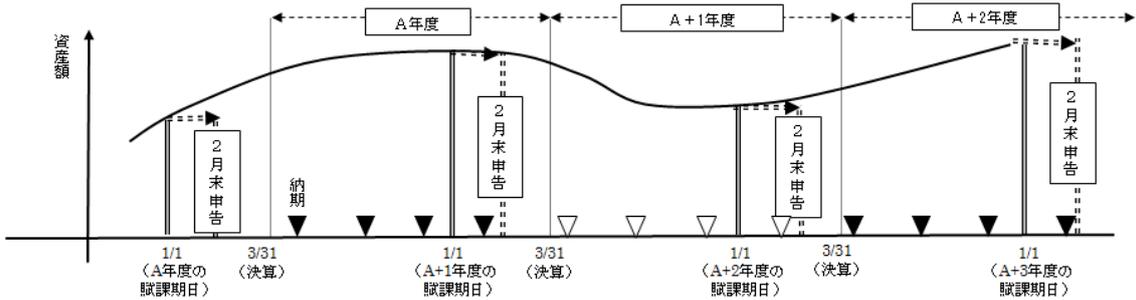
案2 賦課期日は従前どおり1月1日とし、賦課期日現在の資産を決算確定後に申告（28年度案3と同一）

3月決算法人の場合



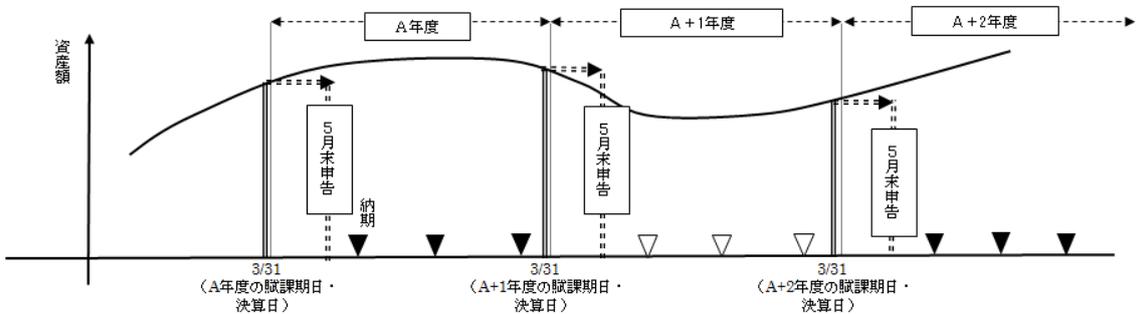
案3 賦課期日は従前どおり1月1日とし、賦課期日現在の資産を2月末に申告（28年度案1と同一）

3月決算法人の場合



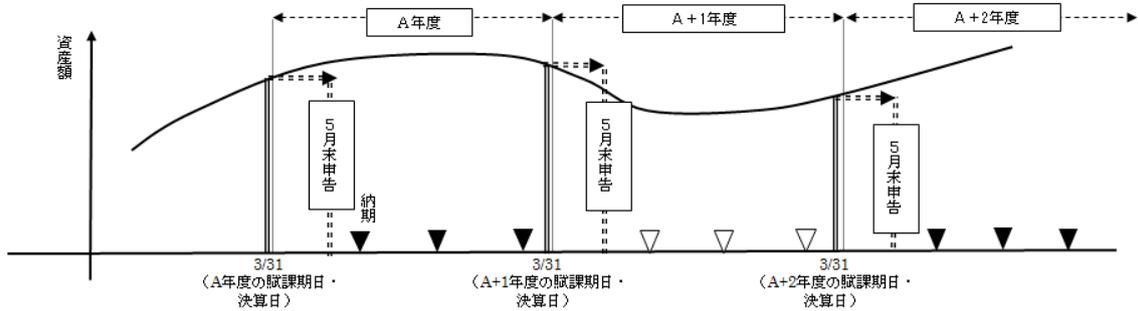
案4 賦課期日を法人の決算日とし、決算後2ヶ月以内に申告（17年度案1と同一、28年度案4と同趣旨）

3月決算法人の場合



案5 賦課期日を3月末とし、決算後2ヶ月以内に申告

3月決算法人の場合



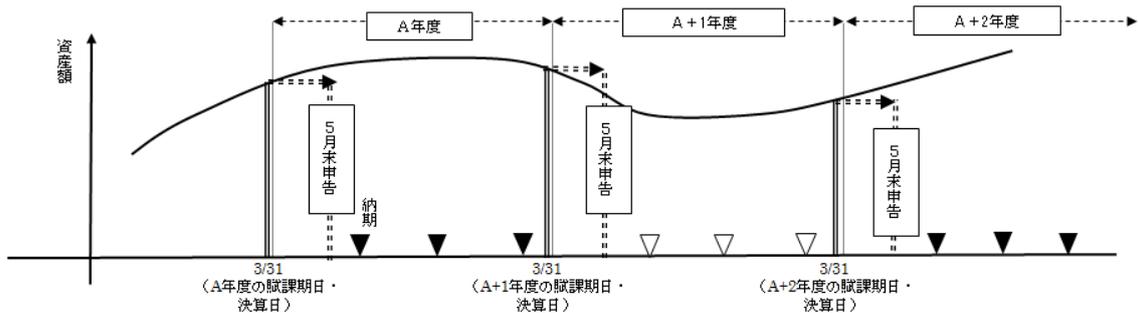
議論の結果、案4が最も評価が高かったが、「賦課期日制度の変更等による大きな課題が残っており、今後、納税者の意見等を踏まえ、この案を基本に他案も含め、慎重な検討を行う必要がある。」とされた。

⑤ 平成17年度の議論

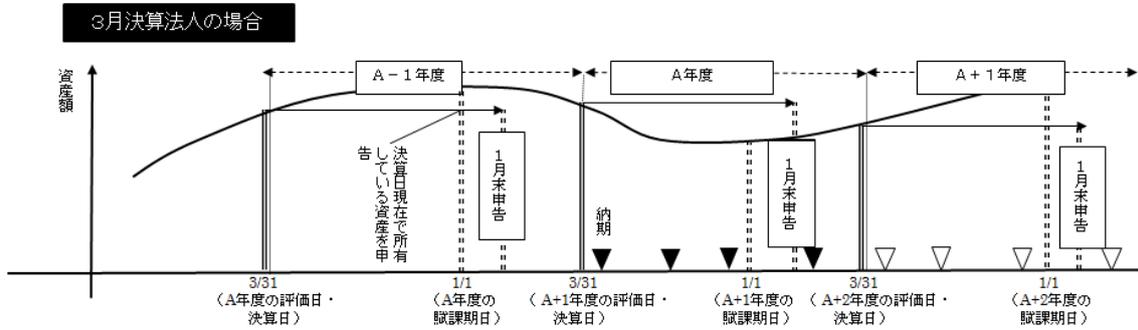
平成16年度の議論において案4が有力案として示されたことから、平成17年度については当該案を基にして、以下の3案について検討が行われた。

案1 賦課期日を法人の決算日とし、申告期限を決算日の2ヶ月程度後とする（16年度案4と同一、28年度案4と同趣旨）

3月決算法人の場合



案2 評価日を法人の決算日とし、賦課期日（1月1日）及び申告期限（1月末）は現行のままとする（11年度案1、28年度案5と同一）



案3 現行方式（賦課期日は1月1日、申告期限は1月末）と案2との選択制とする

市町村及び納税者から意見を聴取したところ、市町村及び大企業については、申告制度の見直しを求める意見は少数であった。

一方、中小企業に関して、中小企業の納税事務を代行する税理士の意見としては、事務負担の軽減を図るために申告期限の見直しを求める意見が強かった。

議論の結果、企業の置かれた環境によって、申告制度の見直しに関する意見が異なることが明らかとなった。仮に変更とした場合には相当の費用が発生するという現実もあることから、現行制度の変更には慎重であるべきとする結果となった。

2 平成 28 年度の議論

(1) 平成 28 年度の委員会で提示した見直し案

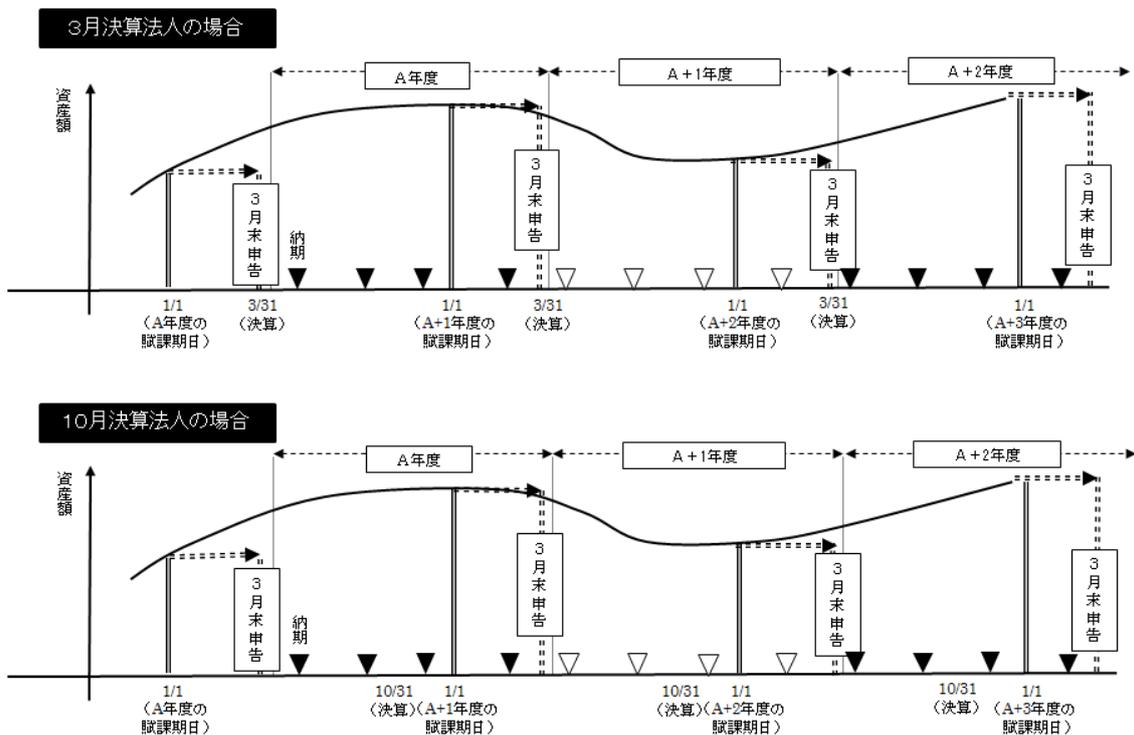
今年度については、

- ・過去の議論の中で示された議題等を再度検証
- ・前回の議論から 10 年以上経っており、会計システムも発達
- ・市町村の eLTAX の接続率が 100% になり、申告を取り巻く状況も変化等の点を踏まえて、改めて事務局から以下の 5 案を提示し、それぞれの長所や課題について、次のような議論がなされた。

案 1：申告期限を単純に引き延ばす（16 年度案 3 と同一）

（賦課期日＝1 月 1 日、申告期限＝（例）3 月 31 日）

案 1 で想定される年間スケジュール



<案1の長所>

- 賦課期日から申告期限に余裕を持たせることで、申告者の事務負担の軽減や正確な申告につながる
- 1月末日期限と比べて、申告内容が精度の高いもので申告され、修正申告が減少する
- (申告期限がいつになるかにもよるが、) 窓口業務、賦課業務等の繁忙期が分散する

<案1の課題>

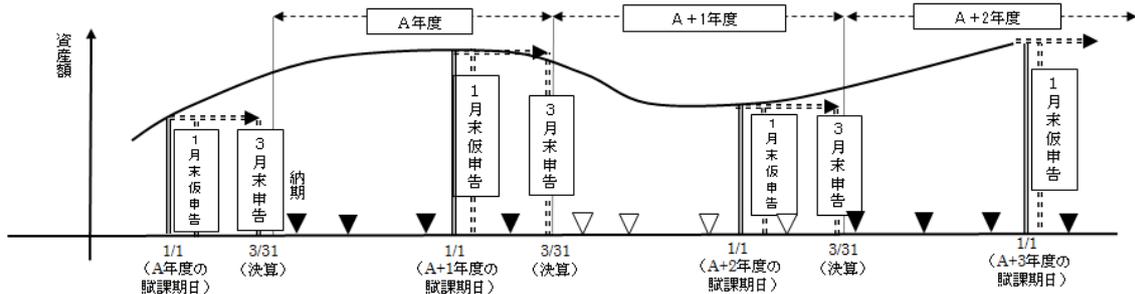
- 固定資産税の納期の間隔が短くなる、または納期が減少する場合がある
- 法人税申告の時期と必ずしも一致しない
- 納税通知書を土地・家屋と分けなくてはならず、運用面の変更が必要(ただし、現在も分けている団体は存在する)
- 最も多い誤謬原因である家屋と償却資産の区分の過年度遡及において、家屋と法定納期限が異なる状態になる
- 納期が減少した場合、税収入が遅れるため、課税庁側は予算関係部署からの理解が必要になる
- (特に課税庁) 4月1日の人事異動による、事務引継への支障(申告チェック・申告内容自体の精度低下)

案2：申告期限までに一旦申告してもらい、決算後、修正申告を行う（16年度案1と同一）

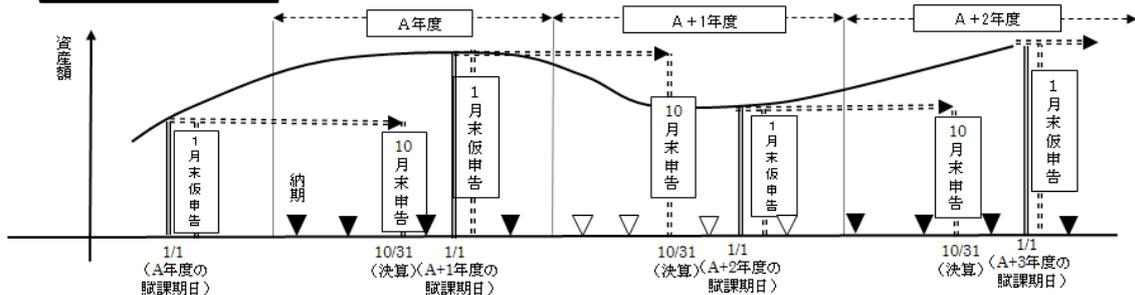
（賦課期日＝1月1日、仮申告期限＝1月31日、本申告期限＝各法人決算日）

案2で想定される年間スケジュール

3月決算法人の場合



10月決算法人の場合



<案2の長所>

- 賦課期日から申告期限に余裕を持たせることで、申告者の事務負担の軽減や正確な申告につながる
- 申告対象資産の捕捉率向上に資する

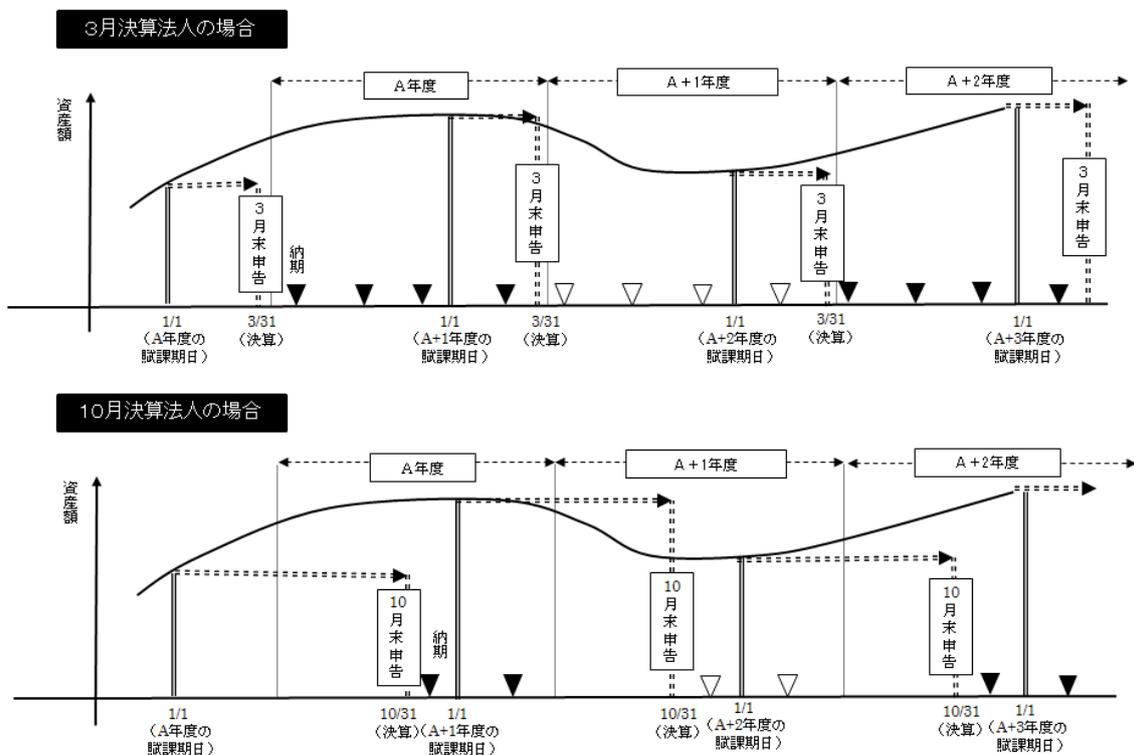
<案2の課題>

- 仮申告に加え、(仮申告時と数値が違えば) 決算後の確定数値での申告も必要のため、結局は申告者に二度手間を負わせてしまう
- 決算後の増減分については別報告となり、申告書と各々計算をする必要がある(本申告で大幅な減額があった場合には、今の制度上、還付加算金が発生する。)
- 決算時期が様々なため、課税庁は納税者の決算期管理が必要(申告が一巡すれば把握可能)

- 法人ごとに異なる納期を前提とした収納管理及び滞納処分の複雑化
- 決算後の確定数値での申告に係る業務の件数が増えるため、課税庁はそれに対する人員が必要
- 仮申告後、修正がない法人の把握や、資産の増減があるにもかかわらず本申告期限に申告しない法人の把握が難しい
- 法人税の申告期限と固定資産税の申告期限が不一致

案3：申告期限を各法人の決算期に合わせる（16年度案2と同一）
 （賦課期日＝1月1日、申告期限＝各法人決算日）

案3で想定される年間スケジュール



<案3の長所>

- 申告対象資産の捕捉率向上に資する
- 1月末日期限と比べて、申告内容が精度の高いもので申告され、修正申告が減少する
- 課税庁において、窓口業務、賦課業務等の繁忙期が分散する

<案3の課題>

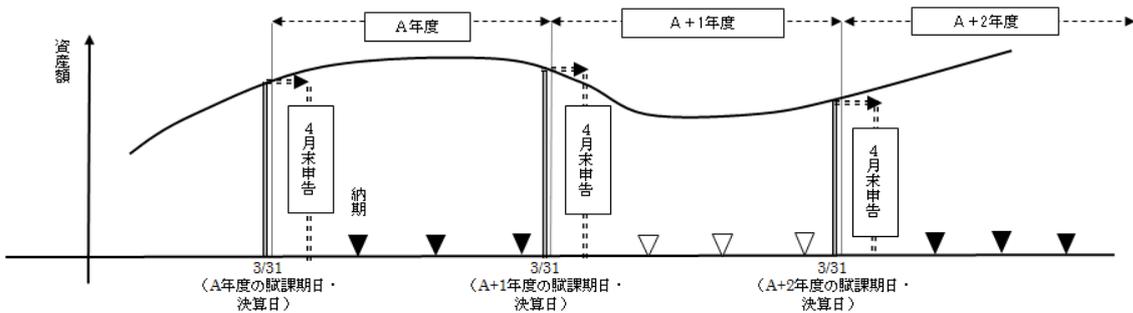
- 固定資産税の納期の間隔が短くなる、または納期が減少する場合がある
- 決算時期が様々なため、課税庁は納税者の決算期管理が必要（申告が一巡すれば把握可能）
- 法人ごとに異なる納期を前提とした収納管理及び滞納処分の複雑化
- 納期まで相当な期間が空く場合もあり、市町村の財政運営に大きな支障が出る可能性もある
- 納税通知書を土地・家屋と分けなくてはならず、運用面の変更が必要（ただし、現在も分けている団体は存在する）
- 最も多い誤謬原因である家屋と償却資産の区分の過年度遡及において、家屋と法定納期限が異なる状態になる
- 法人税の申告期限と固定資産税の申告期限が不一致

案4：賦課期日を各法人の決算日に合わせる（10年度案1と同一、16年度案4、17年度案1と同趣旨）

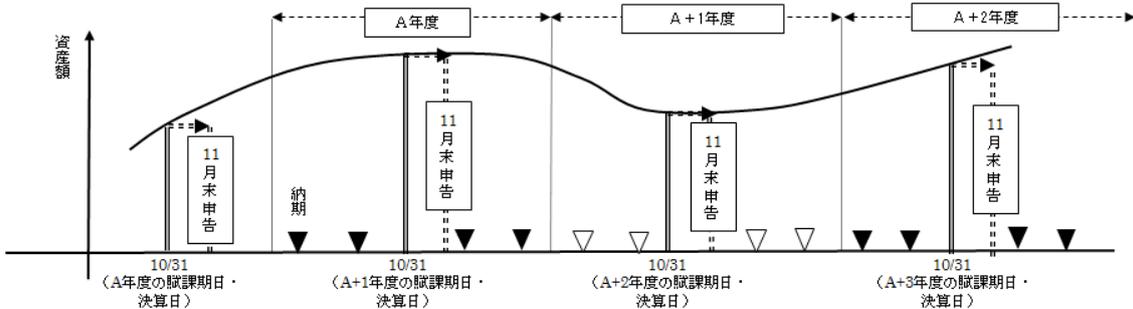
（賦課期日＝各法人決算日、申告期限＝決算後1か月）

案4で想定される年間スケジュール

3月決算法人の場合



10月決算法人の場合



<案4の長所>

- 一度の減価計算で済み(注)、申告者の事務負担の軽減や正確な申告につながる

(注)法人税と異なる取扱いをしている償却方法、圧縮記帳等は別途計算する必要あり。

- 申告対象資産の捕捉率向上に資する
- 1月末日期限と比べて、申告内容が精度の高いもので申告され、修正申告が減少する
- 課税庁において、窓口業務、賦課業務等の繁忙期が分散する

<案4の課題>

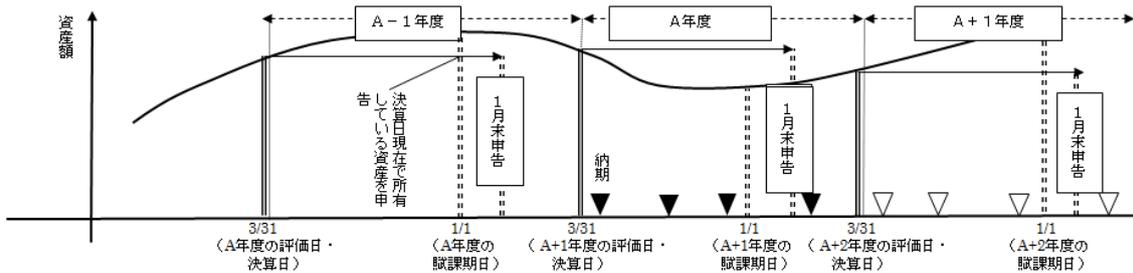
- 土地及び家屋と賦課期日が異なることとなり、固定資産税として課税することの関係について整理が必要
- 決算日の異なる法人間の資産移動による課税逃れ・二重課税の発生の可能性がある
- 決算時期が様々なため、課税庁は納税者の決算期管理が必要（申告が一巡すれば把握可能）
- 法人ごとに異なる納期を前提とした収納管理及び滞納処分の複雑化
- 納税通知書を土地・家屋と分けなくてはならず、運用面の変更が必要（ただし、現在も分けている団体は存在する）
- 最も多い誤謬原因である家屋と償却資産の区分の過年度遡及において、家屋と法定納期限が異なる状態になる
- 固定資産税の納期の間隔が短くなる、または納期が減少する場合がある
- 法人税については、申告期限が原則決算日から2ヶ月以内であるため、1ヶ月以内に償却資産の申告だけを行うというのは、実務上難しい

案5：評価日を法人の決算日とし、賦課期日及び申告期限は現行のまま（11年度案1、17年度案2と同一）

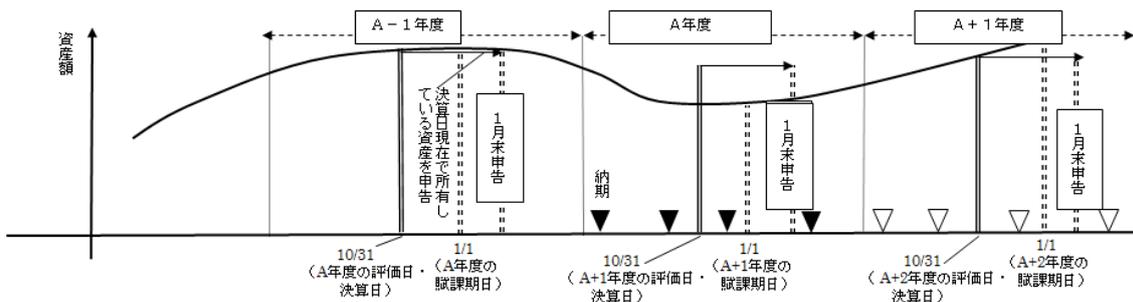
（評価日＝各法人決算日、賦課期日＝1月1日、申告期限＝1月31日）

案5で想定される年間スケジュール

3月決算法人の場合



10月決算法人の場合



<案5の長所>

- 一度の減価計算で済み(注)、申告期限に余裕を持たせることで、申告者の事務負担の軽減や正確な申告につながる
(注)法人税と異なる取扱いをしている償却方法、圧縮記帳等は別途計算する必要あり。
- 申告対象資産の捕捉率向上に資する
- 1月末日期限と比べて、申告内容が精度の高いもので申告され、修正申告が減少する
- 課税庁において、窓口業務、賦課業務等の繁忙期が分散する

<案5の課題>

- 賦課期日制度は現行を維持するものの、法人の決算日現在で所有している資産を申告することから、各種の課税要件を確定する日とされている賦課期日をどう取り扱うか整理が必要
- 決算日の異なる法人間の資産移動による課税逃れ・二重課税の発生

の可能性がある

- 決算時期が様々なため、課税庁は納税者の決算期管理が必要（申告が一巡すれば把握可能）
- 決算日現在で保有している資産を直後の賦課期日（1月1日）時点の保有資産とみなす場合、制度の大幅な変更が必要（土地評価の価格調査基準日のようなイメージ）
 - 初年度の減価率の捉え方を整理する必要（前年度課税分から1年減価を進めるか否か）
 - 決算後申告期限前に倒産した事業者への課税が不可能になるおそれがあるため、その手当が必要
- 賦課期日と評価日を分けることにより制度が複雑化すること、及び申告期限まで期間があるため、特に資産の増減が多い法人などでは、かえって対象資産の確定が困難になることも予想され、誤申告の発生につながる恐れがある

(2) 委員会で出たその他の意見

- 個人事業主の捕捉が不十分であることを鑑み、別案【案6】として、賦課期日は変えずに申告期限を確定申告に合わせ、国税との連携を図り、個人事業主の事務負担軽減と申告内容の正確性向上、未申告者の捕捉をできないか。
- 法人間の資産移動による課税逃れ・二重課税について、同族会社等の行為又は計算の否認の規定（法人税法第132条）があり、目に余るような資産移動は国税の税務調査等で発覚することも考えられるので、行わないのではないか。
- どの案を採用するにしても、申告者・課税庁双方のシステム改修や地方税法の改正、各市町村条例の改正が必要であり、見直しには慎重になるべきではないか。

※過去の委員会及び今年度の委員会において、検討された見直し案の一覧については、資料⑤（p.46）、⑥（p.47～49）のとおり。

3 今後の方向性

賦課期日や申告時期の見直しにあたっては、それぞれの案について議論を行い申告者の事務負担軽減、課税庁側における未申告資産の捕捉率向上や繁忙期の分散等、数々のメリットはあるものの、解決すべき課題も多数あることについて改めて認識することとなったが、申告者及び課税庁双方にとってどのような方策が可能なのか、これまで検討された様々な案の長所や課題を勘案しながら、最善の選択を得るべく検討を深めていくべきである。

その際、国税電子申告・納税システム（e-Tax）と地方税ポータルシステム（eLTAX）の連携等を組み合わせることで、これまで指摘されてきた課題を解消することができないかといった観点も踏まえる必要がある。

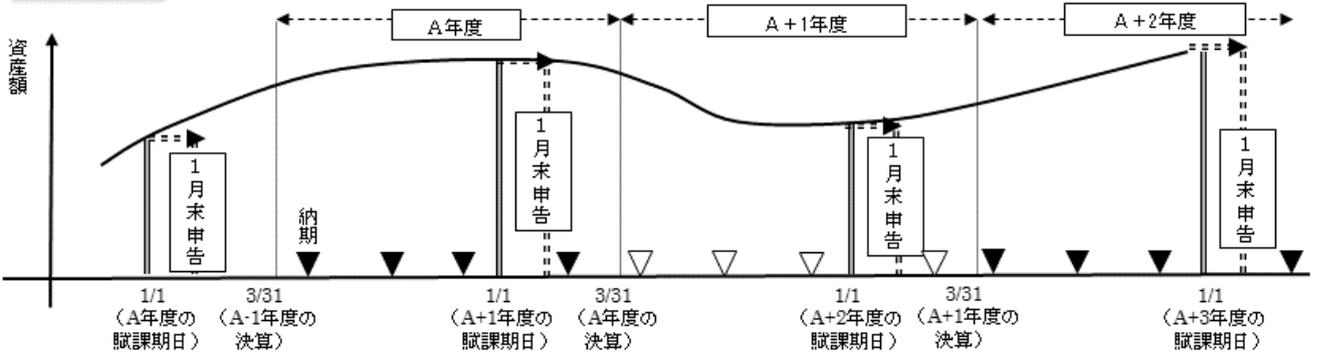
(資料⑤) 償却資産に関する調査研究委員会でこれまでに検討された見直し案

申告期限 賦課期日	賦課期日(1月1日)から 一定期間後	法人決算日から 一定期間後
1月1日	<p>現行制度</p> <ul style="list-style-type: none"> ●17年度 案3 <ul style="list-style-type: none"> ・現行制度と17年度案2の選択 	<ul style="list-style-type: none"> ●10年度 案2 <ul style="list-style-type: none"> ・賦課期日は1月1日 ・申告期限は1月末 ・賦課期日直前の決算日現在の資産について申告(仮申告) ・決算日以降賦課期日までの間の資産の移動について翌年の申告時に精算(過年度精算方式) ●10年度 案3 <ul style="list-style-type: none"> ・賦課期日は1月1日 ・申告期限は決算日から2ヶ月以内 ・賦課期日直前の決算日現在の資産について申告(仮申告) ・決算日以降賦課期日までの間の資産の移動について翌年の申告時に精算(現年度精算方式) ●10年度 案2 <ul style="list-style-type: none"> ・賦課期日は1月1日 ・申告期限は、市町村長の承認した期限(決算後2ヶ月等を想定) ・前年度の課税標準を基に仮課税・徴収 ・申告時に精算(申告期限後に到来する納期で精算) ●11年度 案2 <ul style="list-style-type: none"> ・賦課期日は1月1日 ・申告期限は、市町村長の承認した期限(決算後2ヶ月等を想定) ・前年度の課税標準を基に仮課税・徴収 ・申告時に精算(申告期限後に到来する納期で精算) ●16年度 案1 <ul style="list-style-type: none"> ・賦課期日は1月1日 ・申告期限は1月末(仮申告) ・決算確定後に本申告 ●28年度 案1 <ul style="list-style-type: none"> ・賦課期日は1月1日 ・申告期限は1月末(仮申告) ・決算確定後に本申告 ●16年度 案2 <ul style="list-style-type: none"> ・賦課期日は1月1日 ・申告期限は1月末(仮申告) ・決算確定後に本申告 ●28年度 案2 <ul style="list-style-type: none"> ・賦課期日は1月1日 ・申告期限は1月末(仮申告) ・決算確定後に本申告
法人 決算日 (国税並び)	<ul style="list-style-type: none"> ●16年度 案3 <ul style="list-style-type: none"> ・賦課期日は1月1日 ・申告期限は決算確定後 ●28年度 案3 <ul style="list-style-type: none"> ・賦課期日は1月1日 ・申告期限は決算確定後 	<ul style="list-style-type: none"> ●10年度 案1※ ●16年度 案4 ●17年度 案1 ●28年度 案4※ ・賦課期日は法人の決算日 ・申告期限は決算日から一定期間後 <p>※申告期限を現行制度並びで1ヶ月後にしているもの(それ以外は2ヶ月後。)</p>

※この他にも16年度 案5 賦課期日を3月末、申告期限を賦課期日から2ヶ月後とする案もある

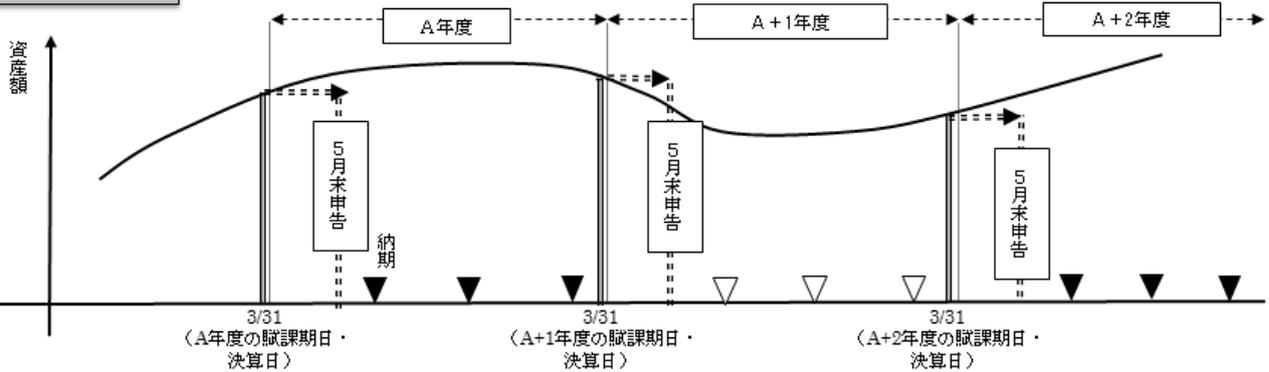
(資料⑥) 償却資産に関する調査研究委員会で
これまでに検討された見直し案(想定スケジュール)①

現行制度

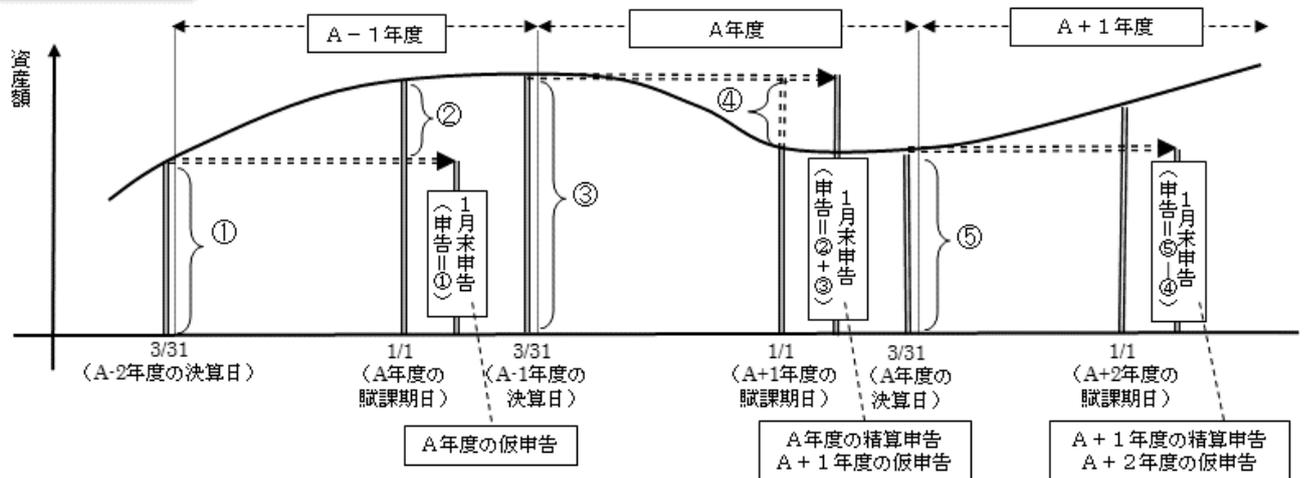


10年度 案1
16年度 案4
17年度 案1
28年度 案4

賦課期日: 法人決算日、申告期限: 決算日から一定期間後
(10年度案1及び28年度案4については、申告期限を決算日から
1ヶ月後で検討。その他は2ヶ月後)



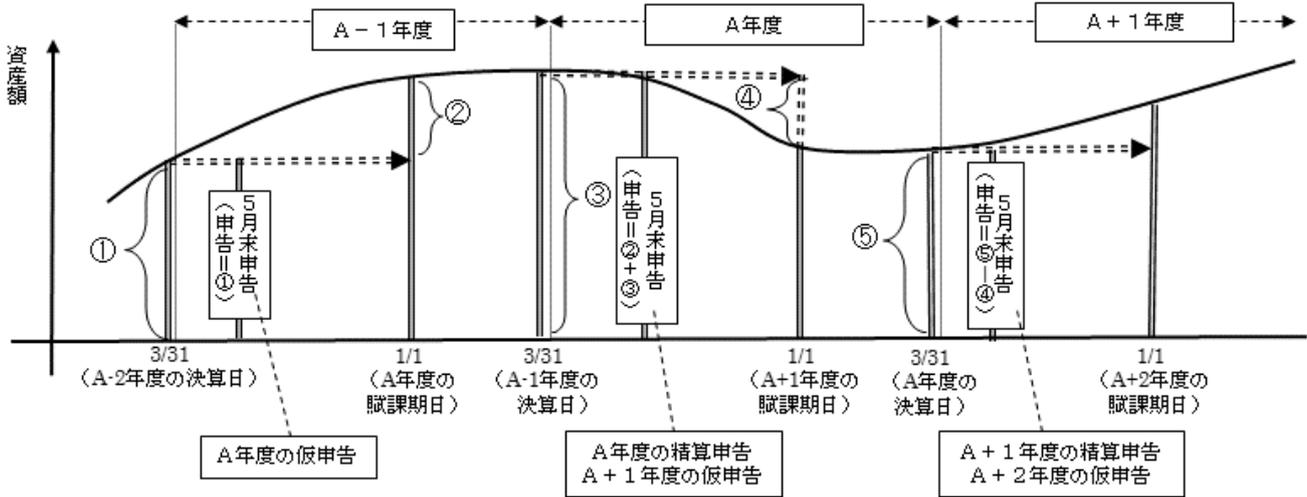
10年度 案2 賦課期日: 1月1日、申告期限: 1月末
決算日現在の資産について仮申告



(資料⑥) 償却資産に関する調査研究委員会で
これまでに検討された見直し案(想定スケジュール)②

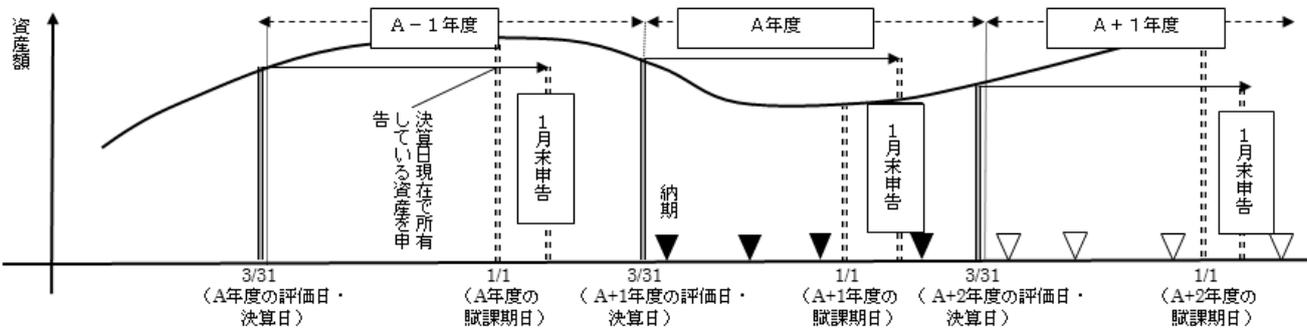
10年度 案3

賦課期日:1月1日、申告期限:決算日から2ヶ月以内
決算日現在の資産について仮申告



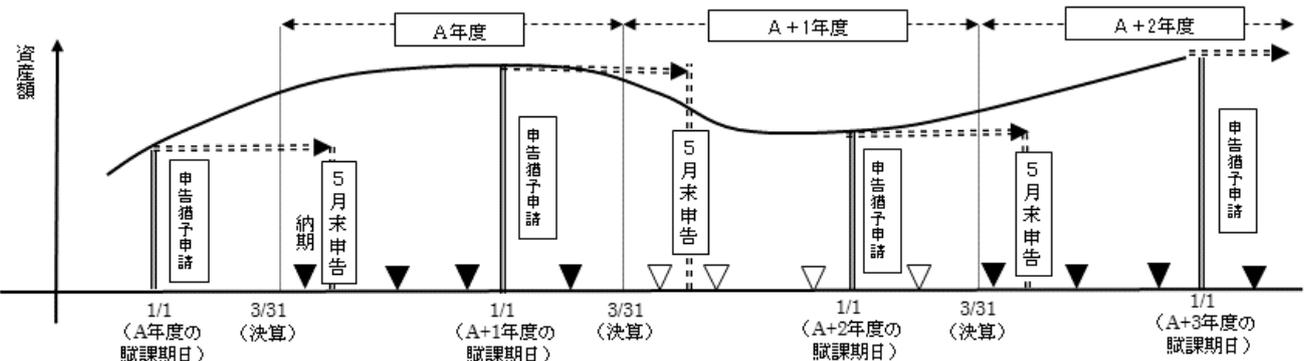
11年度 案1
17年度 案2
28年度 案5

賦課期日:1月1日、申告期限:1月末
決算日現在の資産について賦課期日現在の資産とみなす



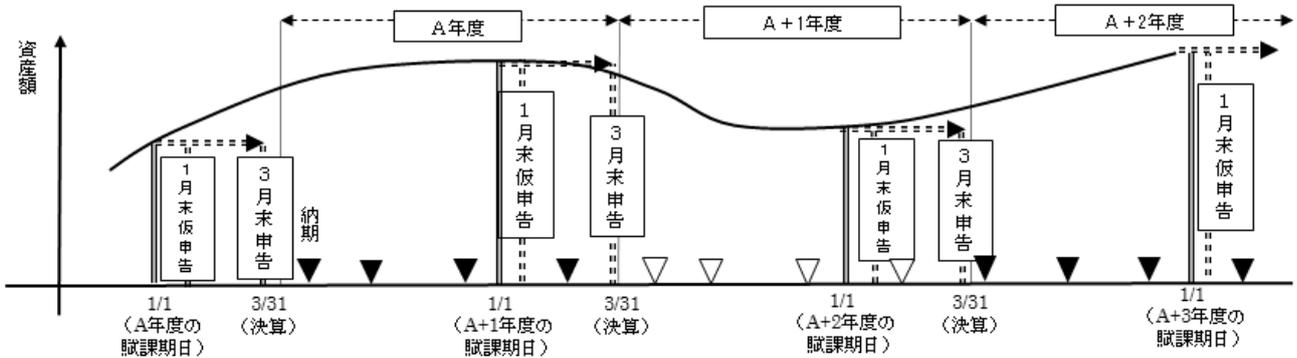
11年度 案2

賦課期日:1月1日、申告期限:市町村長の承認した期限
前年度の課税標準を基に仮徴収、申告時に精算

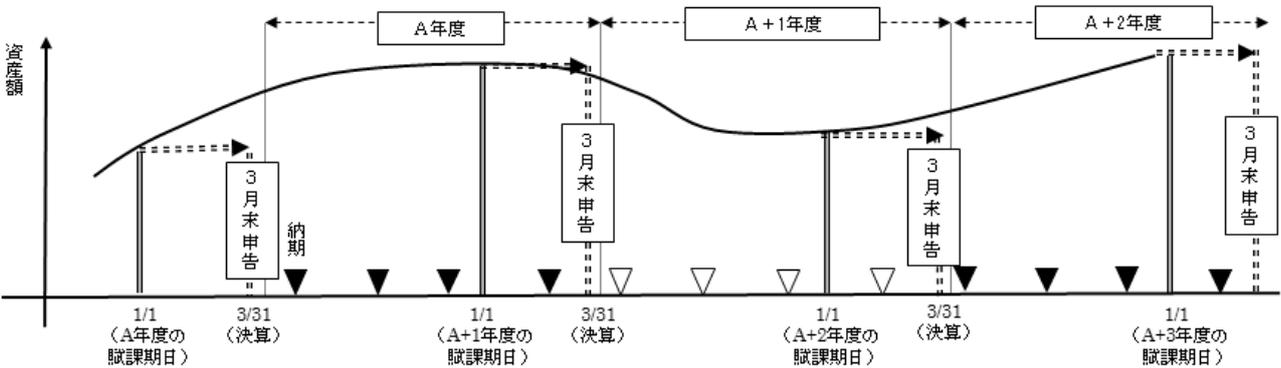


(資料⑥) 償却資産に関する調査研究委員会で
これまでに検討された見直し案(想定スケジュール)③

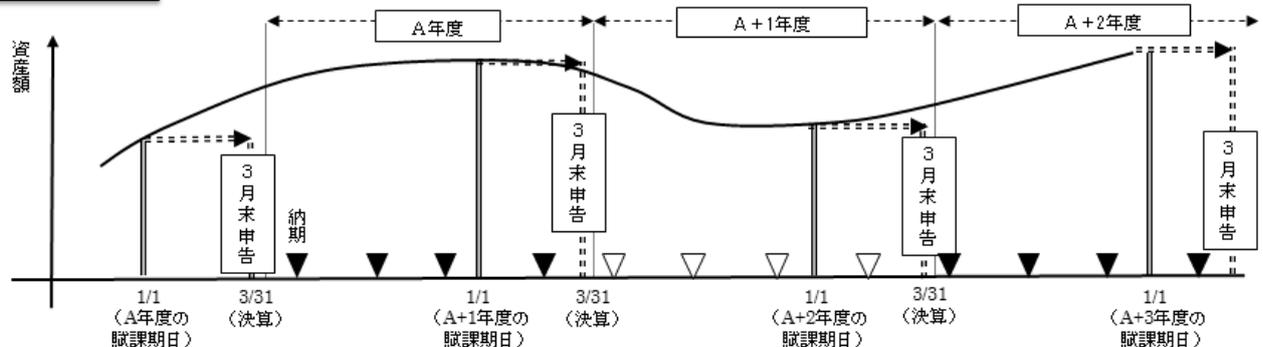
16年度 案1
28年度 案2
賦課期日:1月1日
申告期限:1月末(仮申告)、決算確定後(本申告)



16年度 案2
28年度 案3
賦課期日:1月1日、申告期限:決算確定後



16年度 案3
28年度 案1
賦課期日:1月1日、申告期限:3月末
申告期限を単純に引き延ばす



- ※ 想定スケジュールは全て3月決算法人の場合
- ※ 16年度案5及び17年度案3は省略

参照条文

地方税法(昭和二十五年七月三十一日法律第二百二十六号)(抄)

(固定資産課税台帳の登録事項)

第三百八十一条 市町村長は、土地課税台帳に、総務省令で定めるところによつて、登記簿に登録されている土地について不動産登記法第二十七条第三号及び第三十四条第一項各号に掲げる登記事項、所有権、質権及び百年より長い存続期間の定めのある地上権の登記名義人の住所及び氏名又は名称並びに当該土地の基準年度の価格又は比準価格(第三百四十三条第二項後段及び同条第四項の場合にあつては、当該各項の規定によつて固定資産税を課されることとなる者の住所及び氏名又は名称並びにその基準年度の価格又は比準価格)を登録しなければならない。

2 (略)

3 市町村長は、家屋課税台帳に、総務省令で定めるところによつて、登記簿に登録されている家屋について不動産登記法第二十七条第三号及び第四十四条第一項各号に掲げる登記事項、所有権の登記名義人の住所及び氏名又は名称並びに当該家屋の基準年度の価格又は比準価格(第三百四十三条第二項後段及び同条第四項の場合にあつては、当該各項の規定によつて固定資産税を課されることとなる者の住所及び氏名又は名称並びにその基準年度の価格又は比準価格)を登録しなければならない。

4 (略)

5 市町村長は、償却資産課税台帳に、総務省令で定めるところによつて、償却資産の所有者(第三百四十三条第八項及び第九項の場合にあつては、これらの規定によつて所有者とみなされる者とする。第三百八十三条並びに第七百四十二条第一項及び第三項において同じ。)の住所及び氏名又は名称並びにその所在、種類、数量及び価格を登録しなければならない。

6~9 (略)

(固定資産の申告)

第三百八十三条 固定資産税の納税義務がある償却資産の所有者(第三百八十九条第一項の規定によつて道府県知事若しくは総務大臣が評価すべき償却資産又は第七百四十二条第一項若しくは第三項の規定によつて道府県知事が指定した償却資産の所有者を除く。)は、総務省令の定めるところによつて、毎年一月一日現在における当該償却資産について、その所在、種類、数量、取得時期、取得価額、耐用年数、見積価額その他償却資産課税台帳の登録及び当該償却資産の価格の決定に必要な事項を一月三十一日までに当該償却資産の所在地の市町村長に申告しなければならない。

(道府県知事又は総務大臣の評価の権限等)

第三百八十九条 道府県知事(次に掲げる固定資産について関係市町村が二以上の道府県に係るときは、総務大臣とする。以下この条において同じ。)は、次に掲げる固定資産について、前条第一項の固定資産評価基準によつて、第四百九条第一項から第三項までの規定の例によつて評価を行つた後、総務省令の定めるところによつて、当該固定資産が所在するものとされる市町村並びにその価格及び第三百四十九条の三又は第三百四十九条の三の二の規定の適用を受ける固定資産についてはその価格にそれぞれこれらの規定に定める率を乗じて得た額(以下固定資産税について「価格等」という。)を決定し、決定した価格等を当該市町村に配分し、毎年三月三十一日までに当該市町村の長に通知しなければならない。ただし、災害その他特別の事情がある場合においては、四月一日以後に通知することができる。

- 一 総務省令で定める船舶、車両その他の移動性償却資産又は可動性償却資産で二以上の市町村にわたつて使用されるもののうち総務大臣が指定するもの
- 二 鉄道、軌道、発電、送電、配電若しくは電気通信の用に供する固定資産又は二以上の市町村にわたつて所在する固定資産で、その全体を一の固定資産として評価しなければ適正な評価ができないと認められるもののうち総務大臣が指定するもの

2~6 (略)

(道府県知事又は総務大臣によつて評価される固定資産の申告)

第三百九十四条 第三百八十九条第一項の規定によつて道府県知事又は総務大臣が評価すべき固定資産の所有者で固定資産税の納税義務があるものは、総務省令の定めるところによつて、毎年一月一日現在における当該固定資産について、固定資産課税台帳に登録されるべき事項及びこれに記載をされている事項その他固定資産の評価に必要な事項を一月三十一日までに、道府県知事又は総務大臣に申告しなければならない。

(固定資産の実地調査)

第四百八条 市町村長は、固定資産評価員又は固定資産評価補助員に当該市町村所在の固定資産の状況を毎年少くとも一回実地に調査させなければならない。

(道府県知事に対する固定資産の価格等の概要調書の送付)

第四百十八条 市町村長は、第四百十条第一項の規定によつて固定資産の価格等を決定した場合又は第三百八十九条第二項の規定によつて固定資産の価格等を登録した場合においては、総務省令の定めるところによつて、その結果の概要調書を作成し、毎年四月中に、これを道府県知事に送付しなければならない。ただし、第四百十条第一項ただし書の規定により四月一日以後に決定した場合にあつては、その決定した日から一月以内に送付しなければならない。

(総務大臣に対する固定資産の価格等の概要調書の送付)

第四百二十二条 道府県知事は、第四百十八条の規定による概要調書若しくは前条第一項の規定による概要調書又は前条第二項の規定による報告に基いて、且つ、すべての概要調書の送付及び前条第二項の規定による報告を受けた後、一月以内に、道府県内の固定資産の価格等の概要調書を作成して、これを総務大臣に送付しなければならない。

(大規模の償却資産の価格等の決定等)

第七百四十三条 道府県知事は、前条第一項又は第三項の規定によつて指定した償却資産については、その指定した日の属する年の翌年以降、毎年一月一日現在における時価による評価を行つた後、その価格等を決定し、決定した価格等及び道府県が課する固定資産税の課税標準となるべき金額を毎年三月三十一日までに納税義務者及び当該償却資産の所在地の市町村長に通知しなければならない。ただし、災害その他特別の事情がある場合においては、四月一日以後に通知することができる。

2~3 (略)

(道府県が課する固定資産税の賦課徴収等)

第七百四十五条 大規模の償却資産に対して道府県が課する固定資産税の賦課徴収等に関しては、この節に特別の定めがあるものを除くほか、第三百四十一条第四号及び第五号、第三百四十三条第一項、第三百五十三条から第三百五十九条まで、第三百六十二条、第三百六十四条(第三項、第四項及び第十項を除く。)、第三百六十四条の二から第三百六十七条まで、第三百六十九条、第三百七十一条から第三百七十五条まで、第三百八十三条、第三百八十五条、第三百八十六条並びに第四百三条の規定を準用する。この場合において、これらの規定中「市町村」とあるのは「道府県」と、「市町村長」とあるのは「道府県知事」と読み替えるものとする。

2~3 (略)

地方税法施行規則(昭和二十九年五月十三日総理府令第二十三号)(抄)

(固定資産税に係る書類の様式)

第十四条 固定資産税について、次の表の上欄に掲げる書類(その備付けを法第三百八十条第二項の規定により電磁的記録(同項に規定する電磁的記録をいう。以下この項及び第十五条の五の二において同じ。))の備付けをもつて行う固定資産課税台帳の全部又は一部、法第三百八十一条第九項の規定により同条第八項の別紙の作成を電磁的記録の作成をもつて行つている場合における同項の規定によるみならず土地補充課税台帳、その備付けを法第三百八十七条第二項の規定により電磁的記録の備付けをもつて行う土地名寄帳又は家屋名寄帳及びその作成を法第四百十五条第二項又は第四百九条第五項の規定により電磁的記録の作成をもつて行う土地価格等縦覧帳簿又は家屋価格等縦覧帳簿(次項において「電磁的記録による書類」という。)を除く。)の様式は、それぞれ同表の下欄に掲げるところによるものとする。

書類の種類	様式
(一)～(三の三) (略)	
(四) 償却資産課税台帳及び法第三百八十三条(法第七百四十五条第一項において準用する場合を含む。)の規定によつて市町村長(同項において法第三百八十三条を準用する場合にあつては、道府県知事)に提出すべき償却資産に係る申告書	第二十六号様式
(五)～(七) (略)	
(八) 法第三百九十四条の規定によつて道府県知事又は総務大臣に提出すべき固定資産に係る申告書	第三十号様式

法人税法(昭和四十年三月三十一日法律第三十四号)(抄)

(同族会社等の行為又は計算の否認)

第百三十二条 税務署長は、次に掲げる法人に係る法人税につき更正又は決定をする場合において、その法人の行為又は計算で、これを容認した場合には法人税の負担を不当に減少させる結果となると認められるものがあるときは、その行為又は計算にかかわらず、税務署長の認めるところにより、その法人に係る法人税の課税標準若しくは欠損金額又は法人税の額を計算することができる。

一 内国法人である同族会社

二 イからハまでのいずれにも該当する内国法人

イ 三以上の支店、工場その他の事業所を有すること。

ロ その事業所の二分の一以上に当たる事業所につき、その事業所の所長、主任その他のその事業所に係る事業の主宰者又は当該主宰者の親族その他の当該主宰者と政令で定める特殊の関係のある個人(以下この号において「所長等」という。)が前に当該事業所において個人として事業を営んでいた事実があること。

ハ ロに規定する事実がある事業所の所長等の有するその内国法人の株式又は出資の数又は金額の合計額がその内国法人の発行済株式又は出資(その内国法人が有する自己の株式又は出資を除く。)の総数又は総額の三分の二以上に相当すること。

2～3 (略)

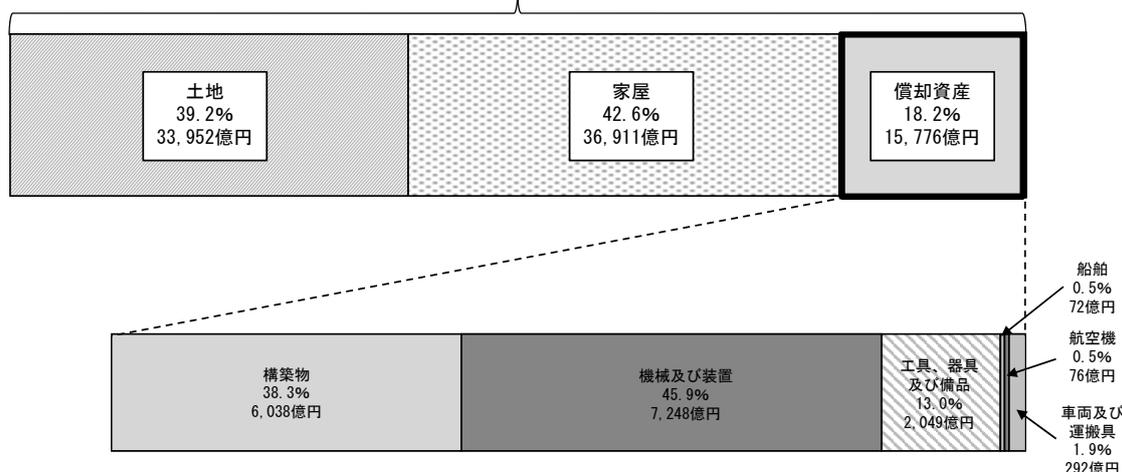
償却資産課税の概要

固定資産税（償却資産）の概要

項目	内容										
課税客体	<ul style="list-style-type: none"> ・土地及び家屋以外の事業用の資産 ※減価償却額（又は減価償却費）が、法人税（又は所得税）の所得計算上、損金（又は必要経費）に算入される資産に限る ※無形減価償却資産（鉱業権、漁業権、特許権等）は除く ※自動車税又は軽自動車税の課税客体は除く ※取得価額が20万円未満の資産について一括償却等を行う場合には課税対象外 										
申告制度	<ul style="list-style-type: none"> ・償却資産については、所有者に申告義務あり 										
免税点	<ul style="list-style-type: none"> ・150万円 ※同一の市町村に所在する償却資産の価格の合計額が免税点を下回る場合は課税されない ※免税点制度により、償却資産を有する事業者（申告者）のうち課税されている者は約3割 <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>免税点未満 (A)</th> <th>免税点以上 (B)</th> <th>合計(C)</th> <th>(B) / (C)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>償却資産に係る事業者（申告者）数</td> <td>282万人</td> <td>150万人</td> <td>432万人</td> <td>34.6%</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: right;">出典：平成28年度 固定資産の価格等の概要調書より</p>		免税点未満 (A)	免税点以上 (B)	合計(C)	(B) / (C)	償却資産に係る事業者（申告者）数	282万人	150万人	432万人	34.6%
	免税点未満 (A)	免税点以上 (B)	合計(C)	(B) / (C)							
償却資産に係る事業者（申告者）数	282万人	150万人	432万人	34.6%							
沿革	<ul style="list-style-type: none"> ・昭和25年の地方税制度の抜本改革において、シャープ勧告において「事業主（中略）をして、警察、消防およびその事業がその地方から得るその他の保護の対価を払わしめる」ものと位置づけられた固定資産税を創設。 ・また、同勧告において「個人所得税及び法人税において控除を受ける減価償却を認められるあらゆる事業資産を包括するように本税の範囲を拡張すること」とされた。 										

固定資産税収（償却資産）の内訳（平成27年度決算ベース）

固定資産税 86,639億円



<参考：償却資産の具体例>

種 類	具 体 例
構 築 物	ガスタンク、ダム、軌道、ドック、広告塔 等
機 械 及 び 装 置	加工・製造機械、建設機械、タービン、発電機、コンペアー 等
工 具 ・ 器 具 及 び 備 品	医療機器（レントゲン等）、ガソリン計量器、理容業用機器、音響機器、パソコン 等
そ の 他	船舶、車両、航空機 等

※ 軌道、発電機、船舶、車両、航空機等には課税標準の特例措置が講じられている。
 ※ 表示単位未満四捨五入のため、計が一致しない場合がある。

償却資産の範囲

○土地及び家屋以外の事業の用に供することができる資産

①「事業の用に供する」とは

- ・「事業」とは、一定の目的のために一定の行為を継続、反復して行うことをいうものであって、必ずしも営利又は収益そのものを得ることを直接の目的とするものである必要はない。
- ・「事業の用に供する」とは、その本来業務に直接使用するもののみならず、その事業について直接であると間接であるとを問わず使用される資産で税務会計上減価償却できるものであれば、償却資産として課税客体となる。

⇨ 企業の福利厚生施設(医療施設、食堂施設、寄宿舎、娯楽施設等)等

②「事業の用に供することができる」とは

- ・「事業の用に供することができる」とは、現に事業の用に供している資産が含まれることはもちろんのこと、事業の用に供する目的をもって所有され、かつ、それが事業の用に供できると認められる状態にあれば足りる。

【遊休・未稼働資産】⇨ いつでも稼働し得る状態にあるものは課税客体となる。

【用途廃止資産】⇨ 解体等されていないだけで、今後も使用されないものは課税客体とはならない。

○法人税法等における減価償却資産

①減価償却額又は減価償却費等の意味

固定資産税の課税客体である償却資産は、その減価償却額又は減価償却費が法人税法又は所得税法の規定による所得の計算上「損金又は必要な経費に算入されるもの」でなければならない。

②「損金又は必要な経費に算入されるもの」とは

その減価償却費が現に損金又は必要な経費に算入されない資産であっても、本来損金又は必要な経費に算入されるべき性格のものであれば課税客体となる。

⇨ 簿外資産、償却済資産、建設仮勘定中の資産で事業の用に供している資産等

※無形減価償却資産及び自動車税又は軽自動車税の課税客体である自動車及び軽自動車は除く。

償却資産の評価

初年度の評価額 = 取得価額 - 控除額 × 1/2(半年分)

各年度の評価額 = 前年度評価額 - 控除額

取得価額の算定(原則)

償却資産を取得するために「通常支出すべき金額」 = 「法人税における取得価額」

- ◇ 購入 : 引取運賃等の付帯費を含む実際の購入原価
- ◇ 建設 : 建設に要した原材料費、労務費、経費等の額

控除額の算定(原則)

法定耐用年数(財務省令)に応じて固定資産評価基準に定めた減価率により算出される額

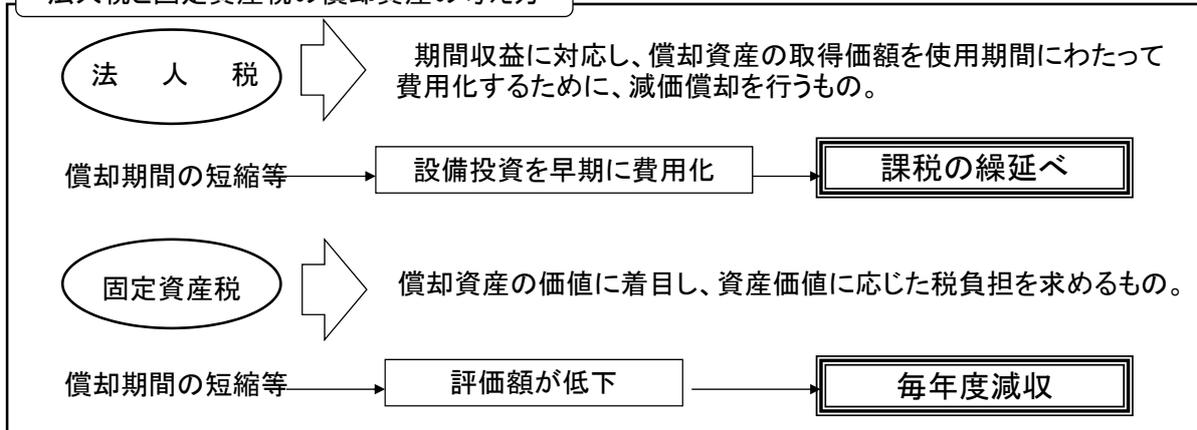
⇒ 評価額が取得価額の5%に達するまで控除

減価方法は、償却資産取得当初における減価額が大きく、企業の初期負担を軽減できること等から昭和38年の固定資産評価基準制定以来、原則として一律に定率法(旧定率法)によることとしている

固定資産税における償却資産の評価の仕組み

- ② 固定資産税の評価においては、法人税では認められている「特別償却」、「割増償却」などの措置はない。(固定資産税の評価は、その価値を適切に測定するために行うもの。)

法人税と固定資産税の償却資産の考え方



- <参考> ● 平成19年度政府税制調査会「平成19年度の税制改正に関する答申」(H18.12.1)抄
 「固定資産税における償却資産については、資産課税として、課税対象の資産価値を評価するために減価を行っているものであり、法人税の減価償却とは趣旨が異なる。」
 ● 平成19年度与党税制改正大綱(H18.12.14)抄
 「固定資産税の償却資産については、資産課税としての性格を踏まえ、現行の評価方法を維持する。」

税務会計と固定資産税における取扱いの相違点について

項目	法人税	固定資産税
償却の方法	<p>定率法・定額法の選択制</p> <p>（建物並びに平成28年4月1日以後に取得をする建物付属設備及び構築物以外の一般の資産は、定率法・定額法の選択制）</p> <p>【定率法選択の場合】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成24年4月1日以後に取得された資産：「200%定率法」を適用 ・平成19年4月1日から平成24年3月31日までに取得された資産：「250%定率法」を適用 ・平成19年3月31日以前に取得された資産：「旧定率法」を適用 	<p>定率法のみ</p> <p>※ 減価率は、固定資産評価基準別表第15「耐用年数に応ずる減価率表」に規定</p> <p>※ 法人税法等の「旧定率法」で使用する償却率と同様</p>
特別償却・割増償却	認められる	認められない
圧縮記帳の制度	認められる	認められない
前年中の新規取得資産	月割償却	半年償却(1/2)
評価額の最低限度 (税務会計は償却可能限度額)	備忘価額(1円)	取得価格の100分の5
改良費(税務会計は資本的支出)	原則区分、一部合算も可	区分評価

※ 償却資産の評価は、その価値を適切に測定するために行うものであり、法人税における減価償却の考え方がそのまま踏襲されているものではない。

償却資産に関する調査研究

－申告書様式の見直しについて－

－償却資産の申告時期見直し（法人税制度との整合性）等について－

平成29年3月

編者 一般財団法人 資産評価システム研究センター（略称：評価センター）

発行者 細谷 芳郎

発行所 一般財団法人 資産評価システム研究センター

〒105-0001

東京都港区虎ノ門3-4-10 虎ノ門35森ビル8階

TEL 03-5404-7781

FAX 03-5404-2631

(URL <http://www.recpas.or.jp> <http://www.chikamap.jp>)



(一財)資産評価システム研究センター